

令和8年度 三木市人権尊重のまちづくり実施計画

目 次

0	共通課題	1
1	部落差別にかかわる人権	15
2	女性/ジェンダーに関する人権	25
3	子どもの人権	35
4	高齢者の人権	48
5	障がい者の人権	57
6	外国人の人権	69
7	その他の人権課題	81

0 共通課題

区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	人権尊重のまちづくり実施計画の策定	令和7年3月に「三木市人権尊重のまちづくり基本計画」を改定し、計画年度を令和7年度から13年度とする第4次基本計画を策定したことから、新たな基本計画の内容に即した実施計画を定め、全庁的に人権施策を推進する。	人権推進課

(1) 人権教育・啓発の推進

①学校等

基本計画における今後のあり方			
ア ●	就学前教育・保育及び学校教育では、すべての教育・保育活動を見通し、その連続・系統性に留意した全体計画及び年間指導計画をもとに、すべての教育・保育活動を通して、組織的・計画的に取組を進めていきます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	全領域における人権教育	各学校園で把握した児童生徒の実態に即して人権教育推進計画を改訂し、同計画のもとで、全領域における人権教育を計画的に推進する。	学校教育課
■	全領域における人権教育	全ての園所で「人権教育推進計画」を作成し、教育・保育を通して乳幼児期の子どもの発達に応じた人権感覚の芽生えを培う。	教育・保育課
□	全領域における人権教育	全ての園所で「人権教育推進計画」を作成し、教育・保育を通して乳幼児期の子どもの発達に応じた人権感覚の芽生えを培う。	教育・保育課
□	保・認・幼・小・中の連携	幼児期から青年期までの一貫した教育を見据え、人権教育推進計画のもと「異年齢学習」や「交流行事」を計画的に実行し、学校園所間における組織的な連携体制を確立する。	学校教育課
□	指導形態・指導方法の創意工夫	「未来を創る学力育成三木モデルⅡ」事業のもと、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、児童生徒の基礎学力の定着と自己実現につながる「学びに向かう力」を育成する。	学校教育課
□	初任者研修会	初任者としての資質・能力の向上を図るため、人権・同和教育、生徒指導、特別支援教育、小中一貫教育など、多面的なテーマに関する研修を実施する。	学校教育課
□	校内研修会	各学校における児童生徒の実態を踏まえ、教員の指導力向上と授業改善を目的とした校内研修を年間計画のもとで計画的に推進する。	学校教育課
□	児童生徒支援教員研修会	研修によりきめ細かな学習指導や児童生徒への指導方法等に係る実践的指導力の向上を図る。	学校教育課
■	同和教育伝承講座	「同和教育伝承講座」を実施し、差別を許さない児童生徒の育成に向けた教職員の実践的指導力の向上を図る。	学校教育課

基本計画における今後のあり方			
イ	すべての子どもたちが、だれもが幸福な人生を送り、一人一人が大切にされる社会の創り手となっていけるよう、「生きて働く知識・技能」や「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力」「学びの向かう力・人間性」などをあらゆる機会を捉えて育んでいく教育を行います。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	全領域における人権教育	【再掲 0(1)①7】	教育・保育課
□	専門研修講座	専門研修講座として、人権に関する研修を実施する。様々な視点に立った人権課題に関する講座を企画し、体験型やオンライン形式等、多様な手法を用いて研修機会の確保に努める。 目標値：研修を実践に活かそうとする参加者の割合85%以上	教育センター

基本計画における今後のあり方			
ウ	生命の尊厳や人権の普遍性についての基本的認識を培うとともに、さまざまな人権問題に対する理解と認識を深め、すべての人の人権が尊重される社会を築いていこうとする意欲や態度を育成する教育を推進します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	全領域における人権教育	【再掲 0(1)①7】	学校教育課
□	保・認・幼・小・中の連携	【再掲 0(1)①7】	学校教育課
□	指導形態・指導方法の創意工夫	【再掲 0(1)①7】	学校教育課
□	初任者研修会	【再掲 0(1)①7】	学校教育課
□	校内研修会	【再掲 0(1)①7】	学校教育課
□	児童生徒支援教員研修会	【再掲 0(1)①7】	学校教育課
■	同和教育伝承講座	【再掲 0(1)①7】	学校教育課

基本計画における今後のあり方			
エ	小中学校の人権学習の授業の中で「三木市人権尊重のまちづくり条例」の意義についての学びと、自他の人権を尊重し、支え合う共生の心を育成する教育を推進し、それを実践するための学習を行います。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	全領域における人権教育	【再掲 0(1)①7】	学校教育課
■	全領域における人権教育	【再掲 0(1)①7】	教育・保育課

②家庭

基本計画における今後のあり方			
ア	子どもたちの人権の基礎を培うためには、乳・幼児期の家庭のあり方が重要であることから、保護者が日常生活を通じて、命や人権の大切さを子どもに示せるよう、子育てにかかわるすべての部署において人権尊重を基盤とした子育てや家庭づくりについて、啓発を進めます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	人権ふれあい交流事業	「市民参画」「体験」「創造」「交流」をテーマに、より多くの市民が人権に主体的・積極的に関わることができる機会をつくっていく。また、若者や子ども、障がい者等の参加を促進するため、機会をとらえてバリアフリー映画会を開催する。 目標値：年1回以上開催、参加者180人	人権推進課 (三同教)
■	人権研修	公立・民間を問わず、幼稚園・認定こども園・保育所に人権推進担当を設置するとともに、市の人権教育指導専門員による人権研修や園内外で開催される人権研修に積極的に参加する。また、保育者に加え、保護者を対象とした人権研修を開催することにより、人権尊重を基盤とした子育てや家庭づくりの啓発に努める。 目標値：各園所における、保護者を対象とした人権研修や取組の実施率70%以上を目指す。	教育・保育課

③地域

基本計画における今後のあり方			
ア ●	住民学習、リーダー・指導者研修、団体別研修等、あらゆる人権教育の取組を充実させるとともに、若年層の参加促進と人権意識の高揚を図ります。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	住民学習の充実	互いの人権を尊重し、助け合い、支え合い、共に生きるまちづくりをめざし、各自治会で内容を検討し住民学習を実施する。開催時期及び方法について、さまざまな手法を取り入れ工夫した実施を働きかける。また自治会以外にも、若年層が所属する団体やサークル等にも人権学習のサポートができることを広報する。 目標値：参加者満足度84%以上 20歳から39歳の市民における、人口に対する住民学習への参加率 1.5%以上	人権推進課
□	三木市人権・同和教育協議会企業部会研修会	CSR（企業の社会的責任）・公正採用・男女共同参画・同和問題・女性・高齢者・障がい者・外国人等の企業における最近の人権課題をテーマに選定し、魅力ある研修をめざす。	商工振興課
■	公民館等の生涯教育講座における人権学習 (乳幼児教育・家庭教育・女性セミナー、高齢者教室等)	多世代が参加できる男女共同参画や多文化共生、地域歴史に関する講座を充実させる。デジタル技術を活用したスマホ講座も継続し、世代間交流や男性の参加促進にも力を入れる。	生涯学習課
■	各地区人権・同和教育推進協議会（地推協）の活動支援 (リーダー・指導者研修、団体別研修、地区別研究大会の実施)	各地区でリーダー・指導者研修を計画的に実施し、全自治会で住民学習の推進を目指す。人権啓発DVDや館外研修を活用して指導者のスキル向上を図る。さらに、人権教育研究大会も開催し、地域の人権意識を高める。	生涯学習課

□	各地区人権・同和教育推進協議会（地推協）の活動支援 （リーダー・指導者研修、団体別研修、地区別研究大会の実施）	人権推進課が生涯学習課・公民館と連携して、各地推協の事業を支援する。 目標値：リーダー・指導者研修20回以上・900人以上、団体別研修20回以上・500人以上、地区別研究大会10回以上・700人以上	人権推進課
■	公民館利用者研修	公民館ロビー等の人権啓発コーナーを常設し、パンフレットやDVDを活用して利用者の人権意識向上を図る。さらに、人権啓発パネル展や登録団体向け研修会を開催し、あらゆる機会を活用して計画的に人権啓発を推進する。	生涯学習課
□	社会教育関係団体の人権学習会の支援（PTA、老人クラブ）	社会教育関係団体の人権学習実施のため、講師の紹介・人権啓発資料等の提供などの支援を行う。	人権推進課
□	人権教育指導員の設置	「人権教育指導員の設置に関する規則」に基づき、人権教育・啓発のリーダーとして人権教育指導員を設置し、活動の充実を図るため研修会を行う。 目標値：人権教育指導員定例研修会の実施 8回以上	人権推進課
□	社会教育推進委員の設置	人権教育の啓発や学びの機会を発信し、自治会内の人権意識の高揚と住民学習・社会教育のさらなる推進を図る。 目標値：社会教育推進委員全体研修会の実施 1回以上	人権推進課
□	市民じんけんの集い	多様な人権課題から時節に応じたテーマを設定し、多くの市民の参加が得られる内容で実施する。また「差別をなくする輪をひろげよう」市民運動の優秀作品の表彰、人権作文の朗読を実施する。 目標値：満足度83%以上	人権推進課

④職場

基本計画における今後のあり方			
ア◎	市が主催するセミナーや研修に参加した企業や団体を、市の広報や人権推進課が発行する情報誌等において紹介します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
○	隣保館だより発行事業	人権全般に関わる情報や、人権啓発・教育活動に取り組む個人や団体の紹介など、充実した内容を掲載し、発行する。 全自治会に回覧（一部各戸配布）し、市の公共施設等に配架するとともに、ホームページにも掲示する。 目標値：月1回発行、発行部数5,000部	人権推進課

(2) 人権行政・施策の推進

①学校等

基本計画における今後のあり方			
ア●	これまでの人権教育の取組の成果や課題を十分に検証しながら、校区の実態、幼児・児童生徒の生活や人権意識、人権に関する問題など、園（所）・学校の人権にかかわる教育課題を明らかにし、人権教育を教育目標に正しく位置づけて施策を推進します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	全領域における人権教育	【再掲 0(1)①7】	学校教育課
■	全領域における人権教育	【再掲 0(1)①7】	教育・保育課

☐	保・認・幼・小・中の連携	【再掲 0(1)①7】	学校教育課
☐	指導形態・指導方法の創意工夫	【再掲 0(1)①7】	学校教育課
☐	初任者研修会	【再掲 0(1)①7】	学校教育課
☐	校内研修会	【再掲 0(1)①7】	学校教育課
☐	児童生徒支援教員研修会	【再掲 0(1)①7】	学校教育課
☒	同和教育伝承講座	【再掲 0(1)①7】	学校教育課

基本計画における今後のあり方

イ	子どもたちの自己実現につながる学びのために、個別指導を充実するとともに、子どもの能力や個性、興味や関心などに対応した授業の創造、授業改革に積極的に取り組みます。その際、幼児・児童生徒の実態や課題、とりわけ学力と生活習慣や自尊感情との相関関係など、その要因や背景を的確に捉えていきます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
☐	全領域における人権教育	【再掲 0(1)①7】	学校教育課
☒	全領域における人権教育	【再掲 0(1)①7】	教育・保育課
☐	保・認・幼・小・中の連携	【再掲 0(1)①7】	学校教育課
☐	指導形態・指導方法の創意工夫	【再掲 0(1)①7】	学校教育課
☐	初任者研修会	【再掲 0(1)①7】	学校教育課
☐	校内研修会	【再掲 0(1)①7】	学校教育課
☐	児童生徒支援教員研修会	【再掲 0(1)①7】	学校教育課
☒	同和教育伝承講座	【再掲 0(1)①7】	学校教育課

基本計画における今後のあり方

ウ	すべての子どもたちが、自らの存在や立場を自覚し、その能力や個性を伸ばしながら自己実現を図っていく力を育んでいく教育実践が適正に実現されるよう、保護者との結びつきや市内の園(所)・小・中・高等学校・特別支援学校間等の連携を強化します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
☒	小学校区内の連絡会（こども園・保育所・幼稚園・アフタースクール・小学校）	在籍園児の就学先となる小学校との連絡会を通じて、子ども一人一人の育ちを丁寧に引継ぎ、就学後も円滑に新しい生活がスタートできるよう連携を図る。 また、就学後のアフタースクールと小学校との連絡会の実施や、日頃からの密な情報共有、相互協力など、アフタースクールの支援員と小学校の教職員が連携を図り、切れ目のない対応を継続する。	教育・保育課

基本計画における今後のあり方

エ	出身や性別、いじめ、不登校、不就学などさまざまな理由で教育を受ける機会を奪われることなく、すべての子どもたちの教育を受ける権利及び学力向上や進路を保障し、自己実現を支援します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
☐	全領域における人権教育	【再掲 0(1)①7】	学校教育課
☐	保・認・幼・小・中の連携	【再掲 0(1)①7】	学校教育課

□	基礎学力定着化事業	基礎学力調査等の結果をもとに、各学校において課題の考察・分析を行う。「未来を創る学力育成三木モデルⅡ」事業と連動させた指導改善を行い、基礎学力の確実な定着を図る。	学校教育課
■	奨学資金事業	経済的な事情により高等学校、大学等の学資の支弁が困難と認められる家庭の生徒、学生に対し、その学資の一部を給付型の奨学金により援助する。	教育総務課

②家庭

基本計画における今後のあり方			
ア	家庭において、子どもの人権が損なわれることのないよう、また、子どもがあらゆる人権問題に関する関心や認識を高めるとともに、人権意識の高揚を図れるよう支援します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	人権研修	【再掲 0(1)②ア】	教育・保育課
□	社会教育関係団体の人権学習会の支援（PTA、老人クラブ）	【再掲 0(1)③ア】	人権推進課

③地域

基本計画における今後のあり方			
ア	近年、住民学習の参加者の固定化や減少傾向が見られるため、各種イベント等との共同開催も検討し学習体制の見直しを図り、住民学習を充実させます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	住民学習の充実	【再掲 0(1)③ア】	人権推進課

基本計画における今後のあり方			
イ	住民学習など地域での研修等において、参加体験型学習やフィールドワーク等に継続して取り組むとともに、取り上げるテーマや実施形態等の多様化を図ります。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	住民学習の充実	【再掲 0(1)③ア】	人権推進課

基本計画における今後のあり方			
ウ ●	豊かな人間関係づくりと地域活動の活性化を目的として、市民主体の各地区人権・同和教育推進協議会の活動を支援するとともに、災害時にも機能する地域づくりに貢献します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	各地区人権・同和教育推進協議会（地推協）の活動支援 （リーダー・指導者研修、団体別研修、地区別研究大会の実施）	【再掲 0(1)③ア】	生涯学習課

□	各地区人権・同和教育推進協議会（地推協）の活動支援 （リーダー・指導者研修、団体別研修、地区別研究大会の実施）	【再掲 0(2)③㍷】	人権推進課
---	--	-------------	-------

基本計画における今後のあり方			
エ	各種関係機関のネットワークを構築し、教育・啓発活動の活性化を図ります。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	各地区人権・同和教育推進協議会（地推協）の活動支援 （リーダー・指導者研修、団体別研修、地区別研究大会の実施）	【再掲 0(1)③㍲】	生涯学習課
□	各地区人権・同和教育推進協議会（地推協）の活動支援 （リーダー・指導者研修、団体別研修、地区別研究大会の実施）	【再掲 0(2)③㍷】	人権推進課
□	あんしん教育相談	指導主事による面接相談を実施する。支援を必要とする児童生徒についての相談に対応する。必要に応じて、関係各課、学校園所、療育機関と連携を強化する。	教育センター

④広報や情報提供の充実

基本計画における今後のあり方			
ア	さまざまなメディアを活用する等、積極的な広報や情報提供に努め、市民の理解と親しみの持てる人権施策を推進します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	「広報みき」による人権に関する啓発	特集記事や人権の目などのほか、適宜人権に関する記事を掲載する。	秘書広報課
■	誰もが簡単に情報を得られる体制づくり	「広報みき」の点訳版・音訳版の発行、ホームページやラジオで情報を発信することにより、視覚に障がいのある方などにも市に関する情報を届ける。字幕や手話通訳などを取り込んだ、動画を活用した広報を行う。	秘書広報課
□	市民の理解と親しみの持てる人権施策の推進	広報みき、新聞、FMみつきいなどを活用するとともに、さまざまな機会をとらえ積極的に人権教育・啓発を推進する。また、市や三同教のホームページによる情報発信を充実させ、広く周知に努める。 目標値：「三木市人権尊重のまちづくり条例」の周知率 37%以上（人権フォーラムでのアンケートによる）	人権推進課
□	人権フォーラムの開催	今年度においても、市民の想いや経験を発表してもらう場を設け、人権についての関心を高め、人権啓発を図る。 目標値：発表者は12人。参加人数は200人	人権推進課

□	人権問題啓発資料作成事業	住民学習等の市民研修の資料として、学校教育関係者、社会教育関係者、人権関係団体などから成る委員で「ふるさとに生きる」を作成する。 目標値：満足度89%以上	人権推進課
○	隣保館だより発行事業	【再掲 0(1)④7】	人権推進課

⑤相談体制の充実

基本計画における今後のあり方			
ア	市民の相談、苦情や要望、提案等に、適切な対応がとれるよう、各種窓口業務間で連絡・調整を図ります。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	誰もが相談しやすい体制づくり	電子メールによる広聴にも取り組み、市民の意見や提言を把握する。	秘書広報課
□	市民ふくし相談	市民の悩みごとや心配ごとを気軽に相談できる相談所を設置するとともに、相談所と関係行政機関との連携をサポートする。	福祉課
□	手話通訳相談	常時手話通訳者を2人設置し、相談に対応する。 ・場所 市役所3階 障がい福祉課 ・日時 月～金曜 午前8時30分～午後5時 (9/1～ 午前9時～午後4時30分) ※祝日は除く	障がい福祉課
□	基幹相談支援事業	障がい者(児)の発達支援に関する相談、障がい者やその家族に関する相談対応を実施する。 障害者基幹相談支援センターの設置 ・市役所3階 障がい福祉課 月～金曜 午前8時30分～午後5時 (9/1～ 午前9時～午後4時30分) ※祝日は除く ・古川健康福祉センター 第1水・第3金曜(要予約) 午後2時～4時 ※祝日は除く ・はばたきの丘 月～金曜 午前8時30分～午後5時 (9/1～ 午前9時～午後4時30分) ※祝日は除く	障がい福祉課
□	要約筆記相談	要約筆記者を1人設置し、相談に対応する。 ・場所 市役所3階 障がい福祉課 ・日時 月・木・金曜 午前8時30分～午後5時 (9/1～ 午前9時～午後4時30分) ※祝日は除く	障がい福祉課
□	人権相談	気軽に相談していただけるよう、どのような相談においても、相談者に寄り添った電話対応や、面談を心がける。今年度も20件程度の相談を見込んでいる。また、必要に応じて関係機関や他の窓口への取り次ぎなどを行う。 目標値：「相談して良かった」と思ってもらえる率90%以上	人権推進課
□	兵庫労働局と連携した労働相談体制の普及啓発	国が開設する労働相談窓口へ誘導を図る。	商工振興課
□	青少年悩みの相談	心理師の資格を有する青少年カウンセラー1名で実施する。不登校、友人関係、親子関係などのこころの面における相談を行う。	教育センター

基本計画における今後のあり方			
イ	各種相談窓口を相互につなぐセンター的施設として、総合隣保館の機能を充実させます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	人権相談	【再掲 0(2)⑤ア】	人権推進課
■	総合隣保館の機能強化	人権に関わる中核施設として、あらゆる人権課題の解決に向け、さまざまな事業や啓発活動を行う。また、誰もが気軽に利用できる交流の場として位置づけられるようPRや周知活動を行う。 目標値：隣保館利用者数について前年度の105%をめざす。	人権推進課

基本計画における今後のあり方			
ウ	相談内容については、個人情報の取扱い等に細心の注意を払いつつ、関係機関で共有し、今後の取組に反映させます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	人権相談	【再掲 0(2)⑤ア】	人権推進課
■	総合隣保館の機能強化	【再掲 0(2)⑤イ】	人権推進課

⑥人権侵犯事件（事象）対応に向けた体制の充実

基本計画における今後のあり方			
ア ●	人権侵犯事件（事象）が発生した場合の対応力を強化するため、「人権侵犯事件処理規則」を見直すとともに、人権侵害を救済するための「人権委員会（仮称）」の設置をめざし、準備委員会の設置に向けた体制づくりに努めます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	人権侵犯事件（事象）への対応	各課窓口等での差別につながる問い合わせや、インターネット上の差別書き込みなど、多様な人権侵犯事件に全職員が対応できるよう研修を実施し、人権侵犯事件への適切な対応を図る。 目標値：全職員に対する身元調査対応マニュアルおよび人権侵犯処理手順の通知・啓発 年1回以上	人権推進課
■	本人通知制度	本人通知制度の事前登録者数を増やし、住民票や戸籍の不正請求の抑止を図り、個人の権利が侵害されることの防止に努める。 目標値：登録率12.6%まで上昇させる（令和7年度末時点12.5%）。	市民課

基本計画における今後のあり方			
イ	インターネット上における差別書き込みの実態を把握するため、悪質な書き込みに対する調査の実施等について体制を整えます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	インターネット上の差別書き込みへの対応	インターネット上の差別書き込みの防止、差別の助長や拡散の抑制、差別解消に向けた取組の必要性の啓発を目的として、インターネット差別書き込みモニタリング事業を実施する。 目標値：インターネットモニタリング実施回数 80回以上	人権推進課

⑦すべての市職員及び教職員への取組

基本計画における今後のあり方			
ア	差別のない三木市をつくるため、すべての市職員及び教職員を対象に、あらゆる人権課題をテーマとした研修を進め、人権に関する意識の高揚を図ります。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	人権侵犯事件（事象）への対応	【再掲 0(2)⑥7】	人権推進課
■	多文化共生啓発に向けた職員研修	多文化共生社会推進の理解を深めるため、新採用職員研修で三木市の多文化共生への取組を説明する。職員研修として「多文化共生理解講座」の研修を実施し、職員の意識啓発を行う。 また、「やさしい日本語」研修は、実践に則した研修を行い、行政情報や生活関連情報の周知など、外国人住民にも理解しやすい窓口対応や文章の書き方等の必要性和理解の普及を図る。 目標値：新採用職員研修 年1回 多文化理解研修 年1回 やさしい日本語 年2回 各30人程度	市民協働課
■	職員人権研修	あらゆる人権問題の早期解決に向けた行動力を身に付けるための研修を推進する。	総務課
□	職場人権研修等	職場（所属課等）で人権研修を実施する。 目標値：各所属において年度内2回以上実施する。	総務課
□	職場人権研修等	各職場において年2回以上の研修を実施する。うち1回は教育委員会事務局での全体研修とし、開催時期は夏頃とする。	教育総務課
■	園内研修会	全ての園所において、各園所の実態や課題に添った人権研修会を実施し、教職員の人権感覚を磨く。	教育・保育課
■	市職員及び教職員の各種研究集会等への参加促進	全市職員および教職員に対し、人権に関する各種研究集会等への参加を呼びかける。 目標値：東播磨大会三木市からの参加者60人	人権推進課 (三同教)
□	職場人権研修等の実施	人権研修推進委員や住民学習指導者への研修を実施し、職員の人権意識の高揚を図る。 目標値：人権研修推進委員研修の開催 年1回以上	人権推進課
□	市民じんけんの集い	【再掲 0(1)③7】	人権推進課
□	各種人権研修の開催	人権フォーラムなど各種人権研修を開催するに当たって、さまざまな人権課題をテーマに取り上げることにより、現在存在している多くの人権課題について広く周知を図る。また、動画配信等により仕事等で人権研修に参加するのがむずかしい方にも啓発の機会を創出する。	人権推進課
■	アフタースクール支援員研修会	アフタースクールに従事する職員（支援員及び補助員）を対象に子どもの人権などにかかわる研修会を開催し、支援員等の人権感覚を磨くことで放課後児童の健全育成に繋げる。	教育・保育課

基本計画における今後のあり方			
イ	すべての市職員及び教職員が、人権尊重に主眼を置き、個人情報の取扱い等に細心の注意を払い、一人一人のニーズや事情に応じた対応ができるよう研修に努めます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	人権侵犯事件（事象）への対応	【再掲 0(2)⑥7】	人権推進課
■	園内研修会	【再掲 0(2)⑦7】	教育・保育課
■	市職員及び教職員の各種研究集会等への参加促進	【再掲 0(2)⑦7】	人権推進課（三同教）
□	職場人権研修等の実施	【再掲 0(2)⑦7】	人権推進課
□	個人情報保護条例の遵守	前年度に引き続き個人情報の取扱いについて説明を行い、個人情報保護への職員一人ひとりの意識付けと更なる理解を深める。	企画政策課

基本計画における今後のあり方			
ウ	人権に関する各種研究集会等への積極的な参加を促進します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	市職員及び教職員の各種研究集会等への参加促進	【再掲 0(2)⑦7】	人権推進課（三同教）
□	人権関連事業への参加呼びかけ	市が実施する人権関連事業への参加を呼びかける。	総務課

基本計画における今後のあり方			
エ ● ◎	すべての市職員及び教職員が「差別問合せ」に適切に対応できるよう、「人権侵害に係る身元調査等への窓口・電話対応マニュアル」を活用した研修に努めます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	人権侵犯事件（事象）への対応	【再掲 0(2)⑥7】	人権推進課

(3) 人権尊重のまちづくりの展開

①人権擁護活動の定着・普及

基本計画における今後のあり方			
ア	行政の対策に加えて、地域コミュニティに根ざした人権擁護活動の定着、普及に努めます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	人権擁護委員による人権相談	人権擁護委員による人権相談等について広報やホームページ、イベント等で周知を図るとともに活動を支援する。 目標値：人権相談実施回数：25回以上	人権推進課

②団体・グループ等の育成

基本計画における今後のあり方			
ア	三木市人権・同和教育協議会をはじめ、人権尊重のまちづくりにかかわる各種市民組織、NPO、NGO団体、人権教育団体、ボランティアグループ等を育成し、それらの活動を積極的に支援するとともに団体間のネットワークづくりに取り組みます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	人権ふれあい交流事業	【再掲 0(1)②ア】	人権推進課 (三同教)
□	三同教推進活動事業	三同教の活動をホームページ、ラジオ番組、三同教だより等を活用し、多くの市民に周知していく。 また、年に数回発行する三同教だよりにおいてもさまざまな人権啓発を行っていく。 目標値：三同教だより年3回発行	人権推進課 (三同教)
□	じんけんサポート事業	人権に関する学習機会を充実させるために、市内の団体に対し講演会等の学習活動及び視察・交流研修や学習会にかかる経費を補助し、各組織・団体における主体的な学習活動を積極的に支援する。ホームページにも掲載し、市民に周知していく。 目標値：25件以上	人権推進課 (三同教)
□	人権啓発リーフレット等作成事業	本年度は「自分らしくあれるとき」というテーマで、市民から広く写真とメッセージを募集する。優秀作品を表彰し、隣保館文化祭等で展示するなど、人権啓発事業に活用していく。 また、優秀作品をもとにじんけんカレンダーを作成し、市内保育所、幼稚園、認定こども園、学校、公民館など各所に配付する。 目標値：作品応募数30件	人権推進課 (三同教)
□	FMみっきい人権啓発事業	ラジオ放送で人権にかかわるさまざまな取組を行っている個人・団体等に取り組について発表していただき、市民の心情に訴える啓発活動を行う。また三同教や人権推進課の事業の広報も行う。 目標値：ラジオ「じんけん・こころの小窓」の収録本数 24本(月2組×12か月、放送は毎週2回)	人権推進課 (三同教)
□	じんけんフィールドワーク事業	市内外の人権施設や現地等の視察・調査研修を年に1～2回実施する。教職員の教育活動に活かせる内容・時期も考慮して実施する。 目標値：年2回開催	人権推進課 (三同教)
□	学習活動支援事業	人権に関する研究大会や各種研修に参加する方や団体に対して支援を行い、学習機会を拡大し、人権教育・啓発活動の活性化を図る。 目標値：10件以上	人権推進課 (三同教)
□	青少年教育補助事業	人権学習をより積極的にサポートし、子どもたちのたくましい心を育てていくため、地域に根差す人権団体に対して教育事業に係る経費を助成する。 目標値：5件以上	人権推進課 (三同教)
□	三同教サポーター制度	三同教の活動に対して、個人および団体として興味・関心をもっていた方が主体的に参加したり、関わったりできるよう登録制度を行う。人権ふれあい交流事業等において企画・協力していただき、市民の力で三同教を運営していけるような体制を推進していく。イベント等の機会をとらえて募集することに加え、ホームページにおいても周知する。 目標値：サポート会員登録10人以上	人権推進課 (三同教)
□	人権教育団体交流事業	人権教育団体の活動を積極的に支援するとともに、団体間のネットワークづくりを推進する。 目標値：人権教育団体連絡会の開催 年1回以上	人権推進課

③団体・グループ等への啓発

基本計画における今後のあり方			
ア	福祉、環境、消費生活、文化、芸術、国際交流等を中心として、すでに地域で活動をしている団体、グループ等に対して、リーダー講習会や交流会等を実施することにより、それぞれの活動の中で人権課題との関連づけがなされるよう働きかけます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	国際交流協会との連携強化	三木市国際交流協会と役割分担や連携強化を図り「国際交流プラザ」、「外国人住民相談窓口」の周知を図り、外国人住民と地域社会・制度を繋ぐ仕組みづくりを考える。	市民協働課

④人権教育総合推進事業の推進

基本計画における今後のあり方			
ア●	市内各地域における人権教育の進展を通じた、人権に関する課題の解決と、共に生きる人権尊重の明るいまちづくり・社会づくりを進めるため、教育事業、人権リーダー育成事業、人権教育団体活動助成事業を推進します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	教育事業	人権教育総合推進事業実施要綱及び教育事業実施要領に基づき、青少年の部、成人の部を実施する。統合後の教育事業のあり方について引き続き協議を重ね、これまで教育事業がなかった地域への啓発に努めていく。 目標値：企画運営委員会の開催 年3回以上、教育事業担当教員研修会の開催 年4回以上	人権推進課
□	人権リーダー育成事業	同和問題をはじめあらゆる人権課題についての知識・理解を深めるとともに、人権尊重のまちづくりを推進するための人権学習会等においてリーダーとして活躍できる人材を育成する。 目標値：年1回以上の学習会開催	人権推進課
■	人権教育団体活動助成事業	市民が主体となって行う人権教育団体活動を促し支援することによって、人権教育の進展を図り、ともに生きる人権尊重のまちづくり、人づくりを推進していく。	人権推進課
□	地区活動の推進	教育事業の中で、地区の課題や要望の把握、年間活動計画の立案などを実施する。	人権推進課

⑤三木市人権・同和教育協議会の活性化

基本計画における今後のあり方			
ア	三木市人権・同和教育協議会の活性化に努め、市民主体の人権教育・啓発の取組を進めます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	人権ふれあい交流事業	【再掲 0(1)②7】	人権推進課 (三同教)
□	三同教推進活動事業	【再掲 0(3)②7】	人権推進課 (三同教)
□	じんけんサポート事業	【再掲 0(3)②7】	人権推進課 (三同教)

(O 共通課題)

※区分：◎新規 ○拡充・変更 □継続 ■継続(重点)

●第4次基本計画重点取組項目

☐	じんけんスタディ事業	【再掲 0(3)②7】	人権推進課 (三同教)
☐	人権啓発リーフレット等 作成事業	【再掲 0(3)②7】	人権推進課 (三同教)
☐	FMみつきい人権啓発事業	【再掲 0(3)②7】	人権推進課 (三同教)
☐	じんけんフィールドワー ク事業	【再掲 0(3)②7】	人権推進課 (三同教)
☐	学習活動支援事業	【再掲 0(3)②7】	人権推進課 (三同教)
☐	青少年教育補助事業	【再掲 0(3)②7】	人権推進課 (三同教)
☐	三同教サポーター制度	【再掲 0(3)②7】	人権推進課 (三同教)
◎	三同教専門部会研修会の 実施	三同教の各専門部会において研修を実施し、部会員人 権意識の高揚を図る。	人権推進課 (三同教)

1 部落差別にかかわる人権

(1) 人権教育・啓発の推進

①学校等

基本計画における今後のあり方			
ア	部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消のため、「特別の教科道徳」や「総合的な学習の時間」、各教科、外国語活動、外国語等の指導の中でも、いじめをなくす、異文化理解を促進するなどの目標を設定し、人権の視点をもって指導するとともに、指定教材を定めて学校において人権・同和教育を推進します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	初任者研修会	【再掲 0(1)①㍿】 初任者としての資質・能力の向上を図るため、人権・同和教育、生徒指導、特別支援教育、小中一貫教育など、多面的なテーマに関する研修を実施する。	学校教育課
■	同和教育伝承講座	【再掲 0(1)①㍿】 「同和教育伝承講座」を実施し、差別を許さない児童生徒の育成に向けた教職員の実践的指導力の向上を図る。	学校教育課
□	専門研修講座	【再掲 0(1)①㍿】 専門研修講座として、人権に関する研修を実施する。様々な視点に立った人権課題に関する講座を企画し、体験型やオンライン形式等、多様な手法を用いて研修機会の確保に努める。 目標値：研修を実践に活かそうとする参加者の割合85%以上	教育センター
□	基礎学力定着化事業	【再掲 0(2)①㍿】 基礎学力調査等の結果をもとに、各学校において課題の考察・分析を行う。「未来を創る学力育成三木モデルⅡ」事業と連動させた指導改善を行い、基礎学力の確実な定着を図る。	学校教育課
□	教科・教科外研修会	同和教育カリキュラムを含めた年間計画のもと、授業実践交流を推進し、教職員の人権意識高揚や指導力向上を図る。	学校教育課
■	全小・中学校での道徳の時間における共通資料を使った同和教育の実践	共通の資料を年間指導計画に位置づけ、系統的に指導する。また、校内研修や同和教育伝承講座などを通して、指導力の向上を図る。	学校教育課
■	人権・同和教育資料の活用	改訂版「三木市の人権・同和教育」の冊子を活用した研修を実施する。	学校教育課

基本計画における今後のあり方			
イ	新しい教材開発を含めた指定教材の見直し等を含め、人権教育資料や地域教材を積極的に活用しつつ、子どもたちが自分事として学べる、体験的な人権・同和学习を行い、部落差別をなくす子どもたちの育成に努めます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	基礎学力定着化事業	【再掲 1(1)①㍿】	学校教育課

基本計画における今後のあり方			
ウ	幼児・児童生徒の保護者を対象とした人権学習会を積極的に行うとともに、園（所）・学校行事においても人権・同和教育に結びつく内容となるよう工夫します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	初任者研修会	【再掲 1(1)①㍿】	学校教育課
■	同和教育伝承講座	【再掲 1(1)①㍿】	学校教育課

■	人権研修	【再掲 0(1)②7】 公立・民間を問わず、幼稚園・認定こども園・保育所に人権推進担当を設置するとともに、市の人権教育指導専門員による人権研修や園内外で開催される人権研修に積極的に参加する。また、保育者に加え、保護者を対象とした人権研修を開催することにより、人権尊重を基盤とした子育てや家庭づくりの啓発に努める。 目標値：各園所における、保護者を対象とした人権研修や取組の実施率70%以上を目指す。	教育・保育課
□	基礎学力定着化事業	【再掲 1(1)①7】	学校教育課
□	教科・教科外研修会	【再掲 1(1)①7】	学校教育課
■	全小・中学校での道徳の時間における共通資料を使った同和教育の実践	【再掲 1(1)①7】	学校教育課
■	人権・同和教育資料の活用	【再掲 1(1)①7】	学校教育課
■	保育を守る会との交流事業	保育を守る会とともに、園所の職員や全保護者を対象とした人権研修会を実施し、人権意識の向上を図る。 また、保護者等による絵本の読み聞かせ会を実施し、地域や保護者とともに、子どもたちとの豊かな心を育む。(別所認定こども園・志染保育所)	教育・保育課

基本計画における今後のあり方

エ	インターネットが持つ問題点や危険性を十分理解し、部落差別をはじめさまざまな人権侵害について正しい情報を得て、適切に判断できる力を育むための情報モラル教育を推進します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	専門研修講座	【再掲 0(1)①4】 専門研修講座として、人権に関する研修を実施する。様々な視点に立った人権課題に関する講座を企画し、体験型やオンライン形式等、多様な手法を用いて研修機会の確保に努める。 目標値：研修を実践に活かそうとする参加者の割合85%以上	教育センター
■	デジタル・シティズンシップ教育研修会	デジタル社会において「よき社会の担い手」をめざし、児童生徒がタブレット端末を日常的に安全に使えるよう、計画的にデジタル・シティズンシップ教育を指導できる教職員の実践力向上を目的とした研修を行う。 目標値：研修を実践に活かそうとする参加者の割合85%以上	教育センター

基本計画における今後のあり方

オ ● ◎	教職員の同和問題に対する理解を深めるとともに人権感覚を磨くため『同和教育伝承講座』のさらなる充実をはじめ、各種研修会への教職員の積極的な参加の推進等、人権研修の充実・強化を図ります。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	同和教育伝承講座	【再掲 1(1)①7】	学校教育課

基本計画における今後のあり方			
カ ◎	人権・同和教育資料「三木市の人権・同和教育」（平成27（2015）年作成）を、10年ぶりに改訂し、教職員が現代的課題や法律に準拠した人権・同和学习を自信をもって正しく指導できるよう強化します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	人権・同和教育資料「三木市の人権・同和教育」	【再掲 1(1)①7】	学校教育課

②職場

基本計画における今後のあり方			
ア	三木市人権・同和教育協議会企業部会を中心に職場内において学習者を学びの主体に据えた研修を推進します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	人権研修	【再掲 1(1)①7】	教育・保育課
◎	三同教専門部会研修会の実施	【再掲 0(3)⑤7】三同教の各専門部会において研修を実施し、部会員人権意識の高揚を図る。 目標値：各専門部の研修会年1回以上	人権推進課 (三同教)
□	三木市人権・同和教育協議会企業部会との連携	人権及び労働・雇用関係機関の資料を企業部会事業所に配布。	商工振興課
□	公正採用選考に関する啓発・研修・指導の支援	人権及び労働・雇用関係機関と連携して啓発を行う。	商工振興課

③地域

基本計画における今後のあり方			
ア ● ◎	三木市人権教育総合推進事業実施要綱に基づき、教育事業・人権リーダー育成事業、人権教育団体助成事業を積極的に推進し、市内各地域における人権教育の進展を通して、部落差別の解消や人権に関する課題の解決、及び共に生きる人権尊重の明るいまちづくり・社会づくりに寄与します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	人権リーダー育成事業	【再掲 0(3)④7】 同和問題をはじめあらゆる人権課題についての知識・理解を深めるとともに、人権尊重のまちづくりを推進するための人権学習会等においてリーダーとして活躍できる人材を育成する。 目標値：年1回以上の学習会開催	人権推進課
■	人権教育団体活動助成事業	【再掲 0(3)④7】市民が主体となって行う人権教育団体活動を促し支援することによって、人権教育の進展を図り、ともに生きる人権尊重のまちづくり、人づくりを推進していく。	人権推進課
□	地区活動の推進	【再掲 0(3)④7】 教育事業の中で、地区の課題や要望の把握、年間活動計画の立案などを実施する。	人権推進課

(2) 人権行政・施策の推進

①総合隣保館の機能強化

基本計画における今後のあり方			
ア	全庁を挙げて、人権・同和教育、人権行政・施策推進に取り組みます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	全庁を挙げた人権・同和教育、人権行政・施策の推進	各人権課題の解決に向けて、全庁を挙げて連携し、施策を推進する。 令和7年3月「三木市人権尊重のまちづくり基本計画（第4次）」を策定したことから、新たな基本計画の内容に即した実施計画を定め、取組状況を精査し、取組後の成果と課題を検証する。 目標値：全庁における実施計画取組状況の評価・検証年2回	人権推進課
◎	三木市同和問題解決に向けた実態調査	同和問題の解決に向けて「三木市同和問題解決に向けた実態調査」を実施することにより、地域の実態と、平成28年度に実施した実態調査との対比による地域実態の推移を把握し、今後の人権施策推進のための課題を明らかにする。	人権推進課

基本計画における今後のあり方			
イ	人権と共生のまちづくりによる人権文化の創造に向けた施策展開を図るため、総合隣保館を人権施策の中核施設と位置づけ、人権・同和教育、人権行政・施策推進の総合調整を行う拠点としての機能を強化します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	総合隣保館の機能強化	【再掲 0(2)⑤イ】 人権に関わる中核施設として、あらゆる人権課題の解決に向け、さまざまな事業や啓発活動を行う。また、誰もが気軽に利用できる交流の場として位置づけられるようPRや周知活動を行う。 目標値：隣保館利用者数について前年度の105%をめざす。	人権推進課

基本計画における今後のあり方			
ウ	各種相談窓口を相互につなぐセンターとして、総合隣保館の機能を充実させます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	総合隣保館の機能強化	【再掲 1(2)①イ】	人権推進課

基本計画における今後のあり方			
エ	人権問題にかかわるイベント、フォーラムの企画・実施や地域学習活動、文化活動等の支援など人権・同和教育及び啓発推進機能を強化します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	人権フォーラムの開催	【再掲 0(2)④ア】 今年度においても、市民の想いや経験を発表してもらい場を設け、人権についての関心を高め、人権啓発を図る。12人の発表をめざす。 目標値：発表者は12人。参加人数は200人	人権推進課

○	隣保館だより発行事業	【再掲 0(1)④7】 人権全般に関わる情報や、人権啓発・教育活動に取り組む個人や団体の紹介など、充実した内容を掲載し、発行する。 全自治会に回覧（一部各戸配布）し、市の公共施設等に配架するとともに、ホームページにも掲示する。 目標値：月1回発行、発行部数5,000部	人権推進課
■	総合隣保館の機能強化	【再掲 1(2)①4】	人権推進課
□	教養文化講座	地区住民の教養文化の向上と地域交流促進のため講座を開催する。また、市民のニーズに合った講座の開催にも努める。 目標値：講座（定期講座を除く）を年間3回開催する。	人権推進課
□	子ども教室	主に小学校児童を対象に、ものづくりや施設見学などのさまざまな体験を通じて、明るく、たくましく、やさしい心が育まれることを目的に、工作教室と夏休み子ども教室を実施する。2教室合わせて29回実施する。 目標値：2教室合わせて29回開催。延べ参加人数290名をめざす。	人権推進課
□	地域交流事業	各地区（集会所）等において、福祉と自らの生活の向上をめざす事業として、健康教室、福祉講座、親子ふれあい講座、料理教室、子ども工作教室等を実施する。 参加人数を増やすための啓発を行う。 目標値：5回開催する。	人権推進課
□	同和教育セミナー	広く市民が同和教育を中心に様々な人権問題を正しく理解し、課題の解決のために必要な知識を得るための研修の場として3回開催する。 人権学習の場への参加を呼びかけるため工夫する。 目標値：参加者300人	人権推進課

基本計画における今後のあり方

オ	総合相談機能、地域福祉対策及び就労支援事業などを強化します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	総合隣保館相談員の設置	地域住民の健康の増進と生活上の相談に応じるため、相談員（隣保事業士）と商工会議所の派遣職員を置くとともに、他の職員についても、相談のスキルを高め、さらなる相談体制の充実を図る。	人権推進課

②学校等

基本計画における今後のあり方

ア	人権・同和教育を充実させるなど、あらゆる人権教育に取り組みます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	初任者研修会	【再掲 1(1)①7】	学校教育課
■	同和教育伝承講座	【再掲 1(1)①7】	学校教育課
□	基礎学力定着化事業	【再掲 1(1)①7】	学校教育課
□	教科・教科外研修会	【再掲 1(1)①7】	学校教育課
■	全小・中学校での道徳の時間における共通資料を使った同和教育の実践	【再掲 1(1)①7】	学校教育課

■	人権・同和教育資料の活用	【再掲 1(1)①7】	学校教育課
---	--------------	-------------	-------

基本計画における今後のあり方			
イ	社会の不均衡が差別的な形で若年層に降りかからないよう学校・企業・行政の連携を図り、進路保障に努めます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	基礎学力定着化事業	【再掲 1(1)①7】	学校教育課

③地域

基本計画における今後のあり方			
ア	一般対策の中で実施されるべき施策については、住宅、道路、市街地整備、介護、福祉、就労、高齢者支援、保育や子育て、青少年育成等の分野ごとに各々の実情を踏まえ、必要な事業を把握し、それらについて効果的かつ計画的に実施します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	園庭開放事業	公立民間全ての園所において、園所の実情に応じ実施日時を設定し、園庭の遊具等を開放して、安全な遊び場を提供することで、子育て支援を行う。	教育・保育課
□	一般対策の中で実施されるべき施策の効果的かつ計画的な実施	地域における必要事業の調査、把握に努め、毎年度、実施すべき施策を実施計画に定めた上で各所管課において効果的かつ計画的に施策を推進する。 社会調査での地元訪問や地区からの要望、相談等で、地域の課題や実情の把握に努め、必要に応じて関係各課に繋げる。 目標値：社会調査の実施 年1回以上、8地区以上、訪問世帯数80世帯以上	人権推進課
■	地域健康教室（相談）	各公民館等からの要望により地域健康教室を中心に専門職が対応する。また、対象者や内容により高齢福祉課等と連携し対応する。	健康増進課

基本計画における今後のあり方			
イ	これまでのまちづくりを通して培われてきた住民参加型の経験と方法を人権尊重のまちづくりに活かすよう、同和問題をはじめとする人権課題にかかわってきた人たちの知恵や活動に学びます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	住民学習の充実	【再掲 0(1)③7】 互いの人権を尊重し、助け合い、支え合い、共に生きるまちづくりをめざし、各自治会で内容を検討し住民学習を実施する。開催時期及び方法について、さまざまな手法を取り入れ工夫した実施を働きかける。また自治会以外にも、若年層が所属する団体やサークル等にも人権学習のサポートができることを広報する。 目標値：参加者満足度84%以上 20歳から39歳の市民における、人口に対する住民学習への参加率 1.5%以上	人権推進課
□	じんけんフィールドワーク事業	【再掲 0(3)②7】 市内外の人権施設や現地等の視察・調査研修を年に1～2回実施する。教職員の教育活動に活かせる内容・時期も考慮して実施する。 目標値：年2回開催	人権推進課 (三同教)

□	視察研修	同和問題をはじめとする人権課題について、現地を見学したり実物の資料を見るフィールドワークを年2回実施する。 今年度は、水平社博物館（奈良県）への見学を予定している。年度内にもう1か所視察を行う。 目標値：2回合わせて参加者40名	人権推進課
---	------	--	-------

基本計画における今後のあり方

ウ	公民館や各種団体、各地区人権・同和教育推進協議会や市民協議会などに対して、学習者を学びの主体に据えた研修を積極的に取り入れるよう働きかけます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	各地区人権・同和教育推進協議会（地推協）の活動支援 （リーダー・指導者研修、団体別研修、地区別研究大会の実施）	【再掲 0(1)③ア】 各地区でリーダー・指導者研修を計画的に実施し、全自治会で住民学習の推進を目指す。人権啓発DVDや館外研修を活用して指導者のスキル向上を図る。さらに、人権教育研究大会も開催し、地域の人権意識を高める。	生涯学習課
□	各地区人権・同和教育推進協議会（地推協）の活動支援 （リーダー・指導者研修、団体別研修、地区別研究大会の実施）	【再掲 0(2)③カ】 人権推進課が生涯学習課・公民館と連携して、各地推協の事業を支援する。 目標値：リーダー・指導者研修20回以上・900人以上、団体別研修20回以上・500人以上、地区別研究大会10回以上・700人以上	人権推進課
□	じんけんフィールドワーク事業	【再掲 1(2)③イ】	人権推進課 （三同教）
□	視察研修	【再掲 1(2)③イ】	人権推進課
□	文化祭事業	人権文化の創造と隣保館活動の成果の発表、地域住民との交流の場として、総合隣保館文化祭を実施する。 企画や準備、運営について、文化祭実行委員会を中心に、多くの団体や市民と共に進める。 目標値：全体で参加者500人	人権推進課

基本計画における今後のあり方

エ ●	インターネット上に氾濫する情報をうのみにせず、情報を読み解く力を身につけるための研修に取り組みます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	人権侵犯事件（事象）への対応	【再掲 0(2)⑥ア】 各課窓口等での差別につながる問い合わせや、インターネット上の差別書き込みなど、多様な人権侵犯事件に全職員が対応できるよう研修を実施し、人権侵犯事件への適切な対応を図る。 目標値：全職員に対する身元調査対応マニュアルおよび人権侵犯処理手順の通知・啓発 年1回以上	人権推進課
■	デジタル・シティズンシップ教育研修会	【再掲 1(1)①エ】	教育センター

④相談体制の充実・強化

基本計画における今後のあり方			
ア	差別落書き、差別発言、インターネット上での差別書き込みや差別動画の掲載、プライバシー侵害などの差別事象について、人権課題に精通した「人権問題相談専門員（仮称）」の配置を検討し、相談体制の整備・充実に努めます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	インターネット上の差別書き込みへの対応	【再掲 0(2)⑥イ】 インターネット上の差別書き込みの防止、差別の助長や拡散の抑制、差別解消に向けた取組の必要性の啓発を目的として、インターネット差別書き込みモニタリング事業を実施する。 目標値：インターネットモニタリング実施回数 80回以上	人権推進課
■	総合隣保館相談員の設置	【再掲 1(2)①オ】	人権推進課

(3) 人権尊重のまちづくりの展開

①総合隣保館と社会教育施設の充実

基本計画における今後のあり方			
ア	総合隣保館は、その設置の趣旨を踏まえ、人権尊重のまちづくりの中核施設として、各地域と連携を図りながら人権・同和問題の解決に努めます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	総合隣保館の機能強化	【再掲 1(2)①イ】	人権推進課

基本計画における今後のあり方			
イ●	公民館を地域における人権尊重のまちづくりの拠点として三木市人権・同和教育協議会と連携を図りながら人権教育・啓発の推進を図ります。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	各地区人権・同和教育推進協議会（地推協）の活動支援 （リーダー・指導者研修、団体別研修、地区別研究大会の実施）	【再掲 1(2)③ウ】	生涯学習課
□	各地区人権・同和教育推進協議会（地推協）の活動支援 （リーダー・指導者研修、団体別研修、地区別研究大会の実施）	【再掲 1(2)③ウ】	人権推進課

基本計画における今後のあり方			
ウ	総合隣保館は人権尊重のまちづくりに携わる団体等の活動を支援するとともに、それらの団体間の交流及び連携を図ります。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	人権教育団体活動助成事業	【再掲 1(1)③ア】	人権推進課

②園(所)・学校間の連携、地域との連携体制の充実・強化

基本計画における今後のあり方			
ア	不登校・引きこもり・いじめや中途退学等の原因とその背景を把握するため、園（所）・小・中・高等学校・特別支援学校間の連携に加え、フリースクール等の民間機関や地域との連携体制を充実・強化します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	小学校区内の連絡会（こども園・保育所・幼稚園・アフタースクール・小学校）	【再掲 0(2)①㌘】 在籍園児の就学先となる小学校との連絡会を通じて、子ども一人一人の育ちを丁寧に引き継ぎ、就学後も円滑に新しい生活がスタートできるよう連携を図る。 また、就学後のアフタースクールと小学校との連絡会の実施や、日頃からの密な情報共有、相互協力など、アフタースクールの支援員と小学校の教職員が連携を図り、切れ目のない対応を継続する。	教育・保育課

基本計画における今後のあり方			
イ	これまで培われてきた教育事業の内容や手法を継承しつつ対象を校区全体に拡大するとともに、中学校区で部落差別についての共通の学習を行うため、小中一貫の充実を図るなど、すべての幼児・児童生徒が部落差別をはじめ、さまざまな人権課題を学べるよう工夫します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	初任者研修会	【再掲 1(1)①㍿】	学校教育課
■	同和教育伝承講座	【再掲 1(1)①㍿】	学校教育課
□	基礎学力定着化事業	【再掲 1(1)①㍿】	学校教育課
□	教育事業	【再掲 0(3)④㍿】 人権教育総合推進事業実施要綱及び教育事業実施要領に基づき、青少年の部、成人の部を実施する。統合後の教育事業のあり方について引き続き協議を重ね、これまで教育事業がなかった地域への啓発に努めていく。 目標値：企画運営委員会の開催 年3回以上、教育事業担当教員研修会の開催 年4回以上	人権推進課
□	教科・教科外研修会	【再掲 1(1)①㍿】	学校教育課
■	全小・中学校での道徳の時間における共通資料を使った同和教育の実践	【再掲 1(1)①㍿】	学校教育課
■	人権・同和教育資料の活用	【再掲 1(1)①㍿】	学校教育課
■	家庭訪問・個人相談	地区の事情を踏まえて、保育・子育てに関して、子どもや保護者の必要に応じて個人懇談や家庭訪問を行う。	教育・保育課
■	未就園児応援事業	認定こども園・幼稚園において、通園していない乳幼児に対し、親子で遊んだり、園児とふれ合ったり、保護者同士の交流を深めたりするための場を提供し、子育て支援を行う。	教育・保育課

③住民学習の工夫と充実

基本計画における今後のあり方			
ア ● ◎	若年層をはじめ、あらゆる世代において住民学習への参加者が増加するよう、参加意欲が高揚し、参加後の満足度が向上する開催方法や内容を工夫し、充実させます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	住民学習の充実	【再掲 1(2)③イ】	人権推進課

④部落史を研究する団体の育成・支援

基本計画における今後のあり方			
ア ●	部落差別の歴史を深く学ぶことにより、身近な社会生活の中にある不合理な慣行や因習をなくす気風を高めるとともに、地域に根ざした伝統文化の掘り起こしとその学習教材化を進めるため研究団体の活動を支援します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	部落史研究事業	三木市内に散在する部落史に関する古文書、その他関係資料を収集し整理する。 同和教育セミナー、視察研修などで部落史が学習できる内容を考慮する。	人権推進課

2 女性／ジェンダーに関する人権

(1) 人権教育・啓発の推進

①市の率先した男女共同参画の取組

基本計画における今後のあり方			
ア◎	市女性職員の管理職への登用を積極的に推進します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	女性の管理職への登用の推進	令和8年度の人事異動において、性別にとらわれない配置と管理職への登用を行う。	総務課
□	女性の管理職への登用の推進	女性管理職の登用を推進するため、管理職としての資質向上及び女性が働きやすい職場環境づくりに努める。	学校教育課

基本計画における今後のあり方			
イ◎	市男性職員の育児休暇の取得をさらに推進します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	男性の育児休暇取得の促進	引き続き、男性職員の育児休業や介護休業の取得等の推進を図る。	総務課

基本計画における今後のあり方			
ウ●◎	市職員の男女共同参画に対する意識改革のための研修を充実します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	市職員を対象とした男女共同参画研修	市職員を対象に、男女共同参画に関する意識改革のための研修を実施する。 目標値：2回実施	人権推進課
□	市職員への男女共同参画に関する研修会	男女共同参画センターが開催するセミナー等への参加を呼びかける。	総務課

基本計画における今後のあり方			
エ◎	市が行う工事・業務の委託・物品の買入れ等の業者選定において、男女共同参画に積極的に取り組む企業への加点点評価等の導入について検討します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
◎	業者選定における加点点評価導入の検討	入札等での業者選定における、「えるぼし」「くるみん」等の認定企業への加点点等の優遇制度の導入状況について、県内の実施市町への聞き取り調査を実施する	財政課

②学校等

基本計画における今後のあり方			
ア	教育活動全体を通じ、個人の尊厳、ジェンダー平等と相互協力についての学習をさらに充実させるとともに指導に努めます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	男女共同参画の視点に立った指導・計画の推進	人権尊重を基盤とし、男女の平等や相互理解、他者との協働に関する指導を全学校において計画的に実施する。	学校教育課
□	学校教育における性教育	各学校の指導計画のもと、発達段階に即した人権教育を実践するとともに、その内容を保護者や地域へ積極的に公開し、地域社会と連動した推進体制を確立する。	学校教育課
■	男女性差にとらわれない教育・保育	性差にとらわれず、一人一人の個性や能力をひきだし伸ばせるような支援や、教育・保育内容の工夫を行い、その子らしさを大切にしたい教育・保育をすすめる。	教育・保育課

基本計画における今後のあり方			
イ ● ◎	性別にかかわらず、一人一人の個性や能力を生かすとともに、幼少期から多様な性差を理解し、互いに尊重し合う教育を進めます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	男女性差にとらわれない教育・保育	【再掲 2(1)②ア】	教育・保育課

基本計画における今後のあり方			
ウ	デートDV等防止のため教育・啓発に努めます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	DV防止教育の推進	児童生徒の発達段階に応じ、教育活動全体を通して、個人の尊厳、男女の平等と相互理解等すべての人権を大切にするための指導を行うとともに、男女共同参画について普及啓発に努める。	学校教育課

③職場

基本計画における今後のあり方			
ア	子どもや家族との家庭生活、地域生活の妨げにならないよう、事業主に対し柔軟な働き方を啓発します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	兵庫労働局と連携した労働相談体制の普及啓発	【再掲 0(2)⑤ア】 国が開設する労働相談窓口へ誘導を図る。	商工振興課
■	企業に対する男女共同参画についての普及啓発	労働・雇用関係機関のワーク・ライフ・バランスの資料を市内企業に配布し、男女共同参画についての普及啓発を図り、女性の活躍や社会進出を推進する。	商工振興課

基本計画における今後のあり方			
イ	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」及び「女性活躍推進法」に関する啓発に努めます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	育児休業・介護休業制度の普及啓発	労働・雇用関係機関の資料配布等により啓発を行う。	商工振興課

(2) 人権行政・施策の推進

①学校等

基本計画における今後のあり方			
ア ○	ジェンダー平等についての指導と個性や能力を生かした教育を推進します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	男女共同参画の視点に立った指導・計画の推進	【再掲 2(1)②ア】	学校教育課
□	学校教育における性教育	【再掲 2(1)②ア】	学校教育課
■	男女性差にとらわれない教育・保育	【再掲 2(1)②ア】	教育・保育課

基本計画における今後のあり方			
イ	教職員等が意欲的に職務に取り組むことができるハラスメント等のない職場環境を構築します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	男女共同参画に関する教職員研修会	研修を通して、ハラスメント等のない職場環境の構築、男女共同参画の意識の高揚を図る。	学校教育課

基本計画における今後のあり方			
ウ ◎	多様な性の存在を認識し、理解を深めるための取組を推進するとともに、学校教育の場において、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境づくりを推進します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	性の多様性に関する教育・啓発、情報発信	多様な性について教育・啓発、情報発信を行うなど、学校において、全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境づくりを推進する。	学校教育課

②地域

基本計画における今後のあり方			
ア	女性参画への気運を高めるために、各自治会において女性役員が積極的に選出されるよう取り組みます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	自治会等の女性役員参加促進	各自治会へ女性の意見を反映した組織づくりのため、女性役員参加を働きかける。 目標値：研修等 年3回	市民協働課
■	女性リーダーの育成	「女性のための行政まなび体験講座～知る・考える・議会で体験～」をテーマに8回連続講座を開催する。 目標値：女性リーダー育成講座を8回実施する。	人権推進課

基本計画における今後のあり方			
イ	地域活動において、性別にかかわらず誰もが参画できるような情報や学習機会を提供します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	住民学習の充実	【再掲 0(1)③ア】 互いの人権を尊重し、助け合い、支え合い、共に生きるまちづくりをめざし、各自治会で内容を検討し住民学習を実施する。開催時期及び方法について、さまざまな手法を取り入れ工夫した実施を働きかける。また自治会以外にも、若年層が所属する団体やサークル等にも人権学習のサポートができることを広報する。 目標値：参加者満足度84%以上 20歳から39歳の市民における、人口に対する住民学習への参加率 1.5%以上	人権推進課
□	男女共同参画社会の実現に向けた講座の開催	固定的性別役割分担意識の解消を始めとした、男女共同参画社会の実現に向けた講座を開催する。 目標値：男女共同参画セミナー出前講座を6回実施する。	人権推進課
■	女性セミナー	生活や健康、人権啓発を中心に、豊かな知識と教養の習得を目指す。参加者のニーズに応じて単独開催や高齢者教室との合同開催を行い、館外研修や創作活動も取り入れる。地区によっては男性の参加も可能とし、多様な視点から地域活動や社会参加を促進する内容とする。	生涯学習課

基本計画における今後のあり方			
ウ●	あらゆる分野のあらゆる場で、女性が政策決定できる場面に参画するような仕組みを構築します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	審議会等委員の選任に関する指針（平成18年5月1日制定）に沿った公募委員及び女性委員の積極的登用	各種審議会や協議会、審査会等への女性委員の割合を4割以上とするように努める。	企画政策課
■	女性リーダーの育成	【再掲 2(2)②イ】	人権推進課

基本計画における今後のあり方			
エ	固定的性別役割分担意識や性差別の要因となる昔からの固定観念及び古い慣習などの払拭や意識改革に向けた学習の機会を提供します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	男女共同参画社会の実現に向けた講座の開催	【再掲 2(2)②イ】	人権推進課
□	男女共同参画に関する情報誌の発行	男女共同参画センターの情報誌「こらぼーよ」を4回発行し、男女共同参画社会の実現に向けた啓発を行う。	人権推進課
■	女性セミナー	【再掲2(2)②イ】	生涯学習課

③職場

基本計画における今後のあり方			
ア	あらゆる職種において関係機関と協力し、採用、昇進、給料、待遇、就業の継続、管理職の登用等のジェンダー平等を促進します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	企業に対する男女共同参画についての普及啓発	【再掲 2(1)③ア】	商工振興課
□	一時預かり	多様な保育需要に対応するため、市内各認定こども園において在園の1号認定児の預かり保育並びに在園児以外の児童に対する一時預かり保育を実施する。また、公立幼稚園2園において在園児に対して平日午後4時までの預かり保育を実施する。 市内民間認定こども園13園に対しては、当事業を円滑に進めていくため補助金を交付する。	教育・保育課
□	休日保育事業	あけぼの認定こども園での実施に対し、当事業を円滑に進めていくため、給付費に加算して支払う。	教育・保育課
■	アフタースクール事業の運営	市内全小学校の児童を対象に13か所のアフタースクールで児童を受け入れる。	教育・保育課
□	子育てや介護にかかる支援	複合的な課題を抱えている方については、関係部署につなぎながら、支援についてケース検討を行い、問題解決を図る。	高齢福祉課

基本計画における今後のあり方			
イ	女性の職業能力向上に向けて支援します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	保育環境の整備	各園所の現状に応じ、ノンコンタクトタイム（子どもと離れて事務や教材研究、研修や会議等の時間）が確保できるよう工夫し、やりがいをもって働きやすい環境を整える。 また、希望する市内全園所を対象に、保育ソーシャルワーカーを派遣し保育者支援を行うことで、保育者が心の余裕をもち、安心して働くことができるよう支援を推進する。	教育・保育課

基本計画における今後のあり方			
ウ	農業を行う家族を支援するために、「家族経営協定」を普及します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	家族経営協定の普及	継続的に「家族経営協定」の普及を推進し、適用ケースの把握時には随時啓発する。	農業振興課

基本計画における今後のあり方			
エ	女性の起業・経営や自営業に従事する女性を支援します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	女性の起業・経営に対する支援	市内で起業をされる方に対して、中小企業サポートセンターによる支援や、市の補助金により支援する。	商工振興課

④誰もが安全に安心して暮らせる環境づくり

基本計画における今後のあり方			
ア	性犯罪、買春、DV、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント、ストーカー行為などの肉体的、性的、心理的なあらゆる暴力の根絶をめざし、関係機関と民間団体等が連携を密にし、人権啓発に努めるとともに相談・支援等の充実を図ります。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	庁内DV対策連携会議の開催	庁内や関係機関との連携をスムーズに行い、迅速、効果的な被害者支援を行う体制を整えるため、課長級を対象とした会議を年1回、係長級を対象とした実務者会議を年2回開催する。	配偶者暴力相談支援センター
□	DV相談・支援体制の充実	相談体制を充実させるとともに、庁内関係部署や関係機関とも連携して被害者を支援する。 また、引き続き市内のスーパーマーケットに配偶者暴力相談支援センターの啓発カードを設置し、センターの周知を図る。	配偶者暴力相談支援センター
□	性犯罪、売買春、ストーカー行為等への防止対策の実施	庁内関係部署や警察等関係機関と連携し早期発見に取り組むとともに、関係機関と連携し、被害者の安全確保のために早期に対応する。	配偶者暴力相談支援センター
□	配偶者等に対する暴力の防止と根絶に向けた啓発	DVに関する図書の案内や、講座案内を配架し、市民に情報提供するとともに、「女性に対する暴力をなくす運動」期間にパネル展を開催し、市民に啓発する。	人権推進課
□	女性のための相談	女性が直面する様々な問題に対応するため、女性のための相談を実施する。	人権推進課
□	女性のための弁護士相談	配偶者や交際相手とのトラブル（DV、離婚、借金、ストーカー被害）など女性の悩みについて弁護士が相談を行う。	人権推進課
■	訪問指導	町ぐるみ健診受診の結果、早期に病院受診を要する方、認知症、うつ、引きこもりなど本人や家族、地域から把握した方に対し訪問指導を実施し、必要に応じて関係機関と連携する。	健康増進課
■	電話による健康相談	母子に関する健康相談を電話やメールで行い、必要・希望者には個別対応へとつなげる。電話での連絡が難しい場合の代替手段として、積極的にSNSなどのICTツールを活用し、利用者との接点を確保するとともに、電話相談が利用可能であることを広く周知し、相談しやすい環境づくりに努める。DVやその疑いのあるケースは、相談室や臨床心理士・保健師と連携して支援を行う。	こども福祉課
◎	生命(いのち)の安全教育	多様な性に関する適切な教育・啓発や情報発信を計画的に推進し、学校における心理的安全性の高い環境づくりを確立する。	学校教育課
□	産前・産後サポート事業	妊産婦や家族が抱える妊娠・出産、子育ての悩みについて、助産師や保健師による相談支援、妊産婦同士の交流の場づくりを行うことで、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図る。 産前サポートは、参加人数が多く且つ父親の参加率も高い土曜日の実施を継続する。これにより、性別に関係ない育児参加意識を妊婦中から持つ機会を効率的に提供する。 8年度より産後サポートの児童センターでの実施により、今まで当施設の利用経験のない方へ行事の参加を促す。	こども福祉課
■	妊娠・出産期における女性の健康支援 母子健康手帳の交付	すこやかな妊娠期を過ごし安心して出産を迎えることができるよう、引き続き、母子健康手帳の早期交付を推奨していく。また交付時には、保健師等の専門職による面接を行い、支援が必要な妊婦の把握に努め、支援プランを提示するとともに、医療機関や関係機関とも連携し支援する。	こども福祉課

■	相談支援体制の充実 ・成人保健相談	連携協定締結企業と連携し、健康相談のミニイベントの開催や結果相談会を実施する。また随時、相談者に応じた手法で、電話や来所対応等をする。	健康増進課
◎	女性のための相談	女性が直面する様々な問題に対応するため、女性のための相談を実施する。	配偶者暴力相談支援センター

基本計画における今後のあり方			
イ●	女性の視点を踏まえた防災計画を策定し、市民へ周知します。また、災害時におけるDVや性暴力被害を防止するための支援体制を整えます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	男女共同参画の視点を踏まえた防災計画の策定	三木市地域防災計画の作成及び実施を推進する三木市防災会議における女性委員の登用を進め、男女共同参画の視点を踏まえた防災計画を策定する。	危機管理課
■	災害時のDVや性暴力被害の防止に対する取組	出前講座で、男女共同参画の視点に立った防災、減災、復興をテーマとしたセミナーを実施する。 目標値：男女共同参画の視点に立った防災、減災、復興をテーマとしたセミナーを1回以上実施する。	人権推進課

⑤男女共同参画センター機能の充実

基本計画における今後のあり方			
ア	男女共同参画社会を実現するための拠点施設として、図書、資料、講座、交流、情報提供等の充実と強化を図ります。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	男女共同参画に関する情報誌の発行	【再掲 2(2)②エ】	人権推進課
□	男女共同参画社会の実現に向けた講座の開催	【再掲 2(2)②イ】	人権推進課
□	男女共同参画センター機能の充実	男女共同参画に関する資料の充実に努めるとともに、男女共同参画センター運営委員会と協議し、効果的な事業を展開する。	人権推進課

基本計画における今後のあり方			
イ	女性に関するあらゆるニーズに対応するため、関係機関と連携し、相談体制を充実させます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	女性のための相談	【再掲 2(2)④ア】	人権推進課
□	女性のための弁護士相談	【再掲 2(2)④ア】	人権推進課
◎	女性のための相談	【再掲 2(2)④ア】	配偶者暴力相談支援センター

基本計画における今後のあり方			
ウ	就労や起業に関する支援の充実を図ります。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	女性のための働き方セミナー	兵庫県立男女共同参画センターと連携し、マネープランのセミナーを実施する。	人権推進課
□	子育てや介護にかかる支援	【再掲 2(2)③ア】	高齢福祉課
□	再就職応援セミナー	ハローワーク西神と連携し、再就職応援セミナーを実施する。	人権推進課

基本計画における今後のあり方			
エ	男性の家事・育児・介護への参画の促進を図ります。		
●			
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	男性のための料理講座の開催	男性のための簡単料理講座や父子料理教室を実施する。	人権推進課
◎	父子料理講座の実施	小学生と父親と一緒に料理の体験をする講座を実施する。 目標値：父子料理教室を1回実施する。	人権推進課

⑥性の多様性に関する理解促進

基本計画における今後のあり方			
ア	多様な性の存在を認識し、理解を深めるための教育・啓発を推進します。		
◎			
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	各種人権研修の開催	【再掲 0(2)⑦ア】人権フォーラムなど各種人権研修を開催するに当たって、さまざまな人権課題をテーマに取り上げることにより、現在存在している多くの人権課題について広く周知を図る。また、動画配信等により仕事等で人権研修に参加するのがむずかしい方にも啓発の機会を創出する。	人権推進課

基本計画における今後のあり方			
イ	「三木市パートナーシップ制度」を周知啓発します。		
◎			
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	性的マイノリティに関する周知啓発	三木市パートナーシップ制度が令和6年4月1日付けで施行されたことを受け、性的マイノリティに係る人権課題解決に向けた市民への周知啓発活動に努める。	人権推進課

基本計画における今後のあり方			
ウ◎	LGBTQ+等の方も安心して暮らせるよう、相談窓口の充実に努めます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
◎	LGBTQ+相談事業	人権推進課(総合隣保館)において、LGBTQ+の方の相談にも親身になって対応する。また、相談窓口であることを広報、周知する。必要に応じて県等の窓口と連携する。	人権推進課

(3) 人権尊重のまちづくりの展開

①男女共同参画社会に向けた市民参画の促進

基本計画における今後のあり方			
ア	女性があらゆる場で活躍していくために、さまざまな知識や経験を持つ市民の参画を促進し、男女共同参画社会の実現に向けた事業の企画・運営を市民自ら行っていく体制を推進します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	審議会等委員の選任に関する指針(平成18年5月1日制定)に沿った公募委員及び女性委員の積極的登用	【再掲 2(2)②ウ】	企画政策課

②男女共同参画社会をめざした市民グループの育成

基本計画における今後のあり方			
ア	男女共同参画に取り組む団体・グループを支援し、既存の団体・グループの力量アップに取り組めます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	男女共同参画に取り組むグループへの支援	男女共同参画センターの登録団体の活動を支援する。	人権推進課

基本計画における今後のあり方			
イ●◎	政策・方針決定の場へ参画できる女性を育成するための講座を開催するとともに、さまざまな分野で活躍する女性や団体等が、互いに交流できる機会を設けます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	女性リーダーの育成	【再掲 2(2)②ア】	人権推進課
◎	女性リーダー交流会の実施	北播磨女性リーダー交流会を実施し、女性のネットワークづくりを推進する。 目標値：女性リーダー交流会を2回実施する。	人権推進課

3 子どもの人権

(1) 人権教育・啓発の推進

①学校等

基本計画における今後のあり方			
ア	乳幼児・児童生徒の多様性を尊重しながら健やかな心身を育む教育を推進します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	特別支援教育	課主催の巡回相談を継続し、多様なニーズや課題に応じた支援の充実を図るとともに、必要に応じて他機関と情報共有しながら、連携した支援を推進する。 また、各園所の特別支援コーディネーターが中心となり、保護者の相談に応じながら、校種間の連携を図る。 多様な保育ニーズを把握し対応できるよう、公立園所においては、医療的ケアを必要とする子どもの受け入れや支援体制を整える。	教育・保育課

基本計画における今後のあり方			
イ	児童生徒が主体的に自分の進路を選択できるようキャリア教育の充実を図ります。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	専門研修講座	【再掲 0(1)①イ】 専門研修講座として、人権に関する研修を実施する。様々な視点に立った人権課題に関する講座を企画し、体験型やオンライン形式等、多様な手法を用いて研修機会の確保に努める。 目標値：研修を実践に活かそうとする参加者の割合85%以上	教育センター
□	トライやる・ウィークの実施	自尊感情の高揚、社会的自立心の育成、社会活動への参画意識の高揚等「トライやる・ウィーク」の趣旨を企業等に理解いただき、引き続き企業等との連携強化に努める。	学校教育課

基本計画における今後のあり方			
ウ ○	インターネットが持つ問題点や危険性を十分理解し、正しい情報を得て、適切な判断ができる力を育むため、情報モラル教育、デジタル・シティズンシップ教育を推進します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	デジタル・シティズンシップ教育研修会	【再掲 1(1)①エ】 デジタル社会において「よき社会の担い手」をめざし、児童生徒がタブレット端末を日常的に安全に使えるよう、計画的にデジタル・シティズンシップ教育を指導できる教職員の実践力向上を目的とした研修を行う。 目標値：研修を実践に活かそうとする参加者の割合85%以上	教育センター

(3 子どもの人権)

※区分：◎新規 ○拡充・変更 □継続 ■継続(重点)

●第4次基本計画重点取組項目

基本計画における今後のあり方			
エ ● ◎	いじめは「どの子どもにも、どの学校においても起こり得るもの」との認識の下、いじめは許されない行為であることについての教育及び啓発を行い、学校・家庭・地域社会が一体となっていじめのない社会づくりを推進します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	子どものいじめ防止啓発事業	ポスター掲示、パネル展示や、子どもいじめ防止センターだよりを発行し、いじめ防止啓発を行う。	人権推進課
□	教育フォーラム	不登校について教職員、保護者、地域が共に考える機会を持つ。それぞれが当事者意識を持つことにより、問題解決の気運を醸成する。	学校教育課

基本計画における今後のあり方			
オ ◎	海外との情報などにより国際感覚を養うことで、多文化共生社会の一員であるという自覚を促します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	子ども多文化共生に向けた教育・啓発の推進	異なる文化・民族、宗教、生活習慣、価値観に対する理解を深め、共に生きようとする意欲や態度を育成する多文化共生教育を推進する。	学校教育課

基本計画における今後のあり方			
カ ◎	外国にルーツをもつ子どもの日本語学習の機会を充実させ、将来の展望を広げるための教育を重視します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	全領域における人権教育	【再掲 0(1)①㍿】 各学校園で把握した児童生徒の実態に即して人権教育推進計画を改訂し、同計画のもとで、全領域における人権教育を計画的に推進する。	学校教育課
■	全領域における人権教育	【再掲 0(1)①㍿】 全ての園所で「人権教育推進計画」を作成し、教育・保育を通して乳幼児期の子どもの発達に応じた人権感覚の芽生えを培う。	教育・保育課
□	保・認・幼・小・中の連携	【再掲 0(1)①㍿】 幼児期から青年期までの一貫した教育を見据え、人権教育推進計画のもと「異年齢学習」や「交流行事」を計画的に実行し、学校園所間における組織的な連携体制を確立する。	学校教育課

②地域

基本計画における今後のあり方			
ア ● ◎	体罰等に対する意識改革を行い、子どもが健やかに成長、発達するために、社会全体で子育てを行う必要性についての啓発を推進します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	DVのある家庭の子どもに対する支援	子どもの目の前で行われるDVは、子どもへの虐待にあたるとの認識のもと、要保護児童対策地域協議会と連携し、早期発見、救済に努める。	配偶者暴力相談支援センター
□	要保護児童対策地域協議会	今年度も昨年同様に2カ月に1回(奇数月)実務者会議を開催し、児童虐待の早期発見・防止のため、地域の関係機関や関係者が共通認識を持ち、連携を密にして取り組みます。 また、虐待を受けた子どもに限らず、非行児童なども含めた要保護児童や要支援児童等について関係機関と情報交換しながら支援内容を協議する。	こども福祉課
□	児童虐待防止ネットワーク事業	全学校園所を訪問し、学校園所の関係者(教職員や保育士等)との顔の見える関係を作るため、児童虐待防止ネットワーク事業(通称オレンジネットワーク)を展開し、虐待と疑われる情報の把握や、早期対応につなげます。	こども福祉課

③職場

基本計画における今後のあり方			
ア ●	子どもが親と家庭で過ごす時間を増やすため、職業生活と家庭・地域生活との両立に配慮した企業等の先進的な取組事例を紹介するとともに、育児休業制度、フレックスタイム制度や在宅勤務等、多様な働き方、ワーク・ライフ・バランスの実現等について啓発します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	企業に対する男女共同参画についての普及啓発	【再掲 2(1)③ア】 労働・雇用関係機関のワーク・ライフ・バランスの資料を市内企業に配布し、男女共同参画についての普及啓発を図り、女性の活躍や社会進出を推進する。	商工振興課

(2) 人権行政・施策の推進

①学校等

基本計画における今後のあり方			
ア ◎	学校に通いにくい子、集団が苦手な子、学習面や生活面で発達上の困難を抱える子等、多様な背景をもった子どもが安心して過ごせる居場所を作り、すべての子どもが生き生きと過ごし、今を幸せに感じる学校づくりを進めます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	三木市不登校対策アクションプラン	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関等を積極的に活用した支援体制を構築するとともに、分室登校や部分登校、ICTを活用した学習支援、居場所づくりなど、一人一人に個別最適な支援を家庭とも連携して行います。	学校教育課

(3 子どもの人権)

※区分：◎新規 ○拡充・変更 □継続 ■継続(重点)

●第4次基本計画重点取組項目

基本計画における今後のあり方			
イ ○	園（所）・学校において乳幼児・児童生徒の発達段階に応じた体系的な人権教育の課題を設定するとともに、それに応じた教員の研修を実施し、教員同士が心を通わせ、子どもに寄り添うことのできる指導力の向上に努めます。また、子どもに対するアンコンシャス・バイアスがないか、教師自身が点検できるような研修を実施します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	全領域における人権教育	【再掲 3(1)①カ】	学校教育課
■	全領域における人権教育	【再掲 3(1)①カ】	教育・保育課
□	保・認・幼・小・中の連携	【再掲 3(1)①カ】	学校教育課

基本計画における今後のあり方			
ウ	認定こども園、保育所、幼稚園においては、家庭や地域と連携し、子どもが安全に安心して、心身ともに健やかに生活できる環境づくりに努め、人に対する愛情と信頼感、みんなで支え合う心を育てるとともに、自主、協調の態度や社会性の芽生えを培う就学前教育・保育に取り組みます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	異年齢・異世代交流保育	各園所において、異年齢児との交流や小・中・高生、高齢者等、異世代交流を実施し、様々な人への信頼感や自尊感情をはぐくむ保育を実施する。 特に幼小連携について、5歳児から1年生の架け橋期においては、子どもの主体性や協同性などの育ちをつなぐ視点から、各校園所間で相互理解を深める研修等を実施する。 目標数値：各交流校園所間での連絡会や合同協議、交流事前・事後打ち合わせ等による情報共有や相互理解の場を、1回以上を目標に実施。	教育・保育課
□	子ども主体の保育の推進	公立民間共に、市内各園所において、「三木市共通カリキュラム」に沿った保育を実施し、一人一人の子どもを大切に、発達や興味関心に応じた子ども主体の保育を推進する。 市主催の保育者合同研修では、乳幼児期における発達に応じた子どもの人権や主体性を尊重した教育・保育についてさらなる質の向上を図る。 目標数値：市内全園所の保育者を対象とした研修講座や公開保育による研修を年2回以上開催。	教育・保育課

基本計画における今後のあり方			
エ	いじめ、不登校、問題行動等の未然防止に向けた自尊感情の育成や命の大切さを実感させる教育活動を推進します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	子どものいじめ防止教育	中学生を対象に弁護士による出前授業を実施し、いじめ防止教育を行う。 目標値：弁護士によるいじめ防止出前授業を全中学校で実施する。	人権推進課

(3 子どもの人権)

※区分：◎新規 ○拡充・変更 □継続 ■継続(重点)

●第4次基本計画重点取組項目

基本計画における今後のあり方			
オ	いじめの未然防止と積極的な認知、早期発見、早期対応に向けた組織的な指導・相談体制の充実を図ります。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	いじめ不登校フォーラム	【再掲 3(1)①エ】	教育センター
□	ネット見守り隊	特別監視員がインターネット上に投稿された問題となる事案や書き込み等の監視を行い、毎月その結果報告を受け、問題事案については、青少年センターから各学校に連絡し、学校教育課と連携しながら指導に当たる。	青少年センター

基本計画における今後のあり方			
カ	児童生徒の不登校や問題行動等に対し、背景にある多様化、複雑化した課題の解決や組織的な対応に向けた指導体制の構築と、家庭・地域・関係機関等との積極的な連携を図り、一人一人に個別最適な支援を行います。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	いじめ不登校フォーラム	【再掲 3(1)①エ】	教育センター
□	ネット見守り隊	【再掲 3(2)①オ】	青少年センター
□	関係機関との連携	関係機関との連絡調整を行い、必要に応じてケース会議等を実施する。	学校教育課

基本計画における今後のあり方			
キ ○	障がいのある子ども、外国にルーツをもつ子ども、多様な性をもつ子ども、家庭で困難のある子ども等、子どもの事情や背景を踏まえた教育的ニーズを把握し、進路や生活や学習上の課題に応じ、適切に対応します。また、学びの多様化学校、フリースクール、夜間中学校など多様な学びの場がある事を周知し、その子に合った進路支援をします。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	教育相談	【再掲 0(2)③エ】 指導主事による面接相談を実施する。支援を必要とする児童生徒についての相談に対応する。必要に応じて、関係各課、学校園所、療育機関と連携を強化する。	教育センター
□	青少年悩みの相談	【再掲 0(2)⑤ア】 心理士の資格を有する青少年カウンセラー1名で実施する。不登校、友人関係、親子関係などのこころの面における相談を行う。	教育センター
□	学校教育における性教育	【再掲 2(1)②ア】 各学校の指導計画のもと、発達段階に即した人権教育を実践するとともに、その内容を保護者や地域へ積極的に公開し、地域社会と連動した推進体制を確立する。	学校教育課
■	特別支援教育	専門研修講座の中で、認め合い、支え合う特別支援教育の推進に関する研修を実施する	教育センター
■	特別支援教育	【再掲 3(1)①ア】	教育・保育課
□	発達教育相談	児童生徒の発達面での相談に対応するため、医師による発達教育相談を月に1日実施する。	教育センター

基本計画における今後のあり方			
ク	地域と連携・協働して子どもを育むため「地域とともにある学校」をめざすとともに地域と保護者や学校が一体となって地域社会全体で質の高い豊かな教育を創出します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	小学校区内の連絡会（子ども園・保育所・幼稚園・アフタースクール・小学校）	【再掲 0(2)①㍿】 在籍園児の就学先となる小学校との連絡会を通じて、子ども一人一人の育ちを丁寧に引き継ぎ、就学後も円滑に新しい生活がスタートできるよう連携を図る。 また、就学後のアフタースクールと小学校との連絡会の実施や、日頃からの密な情報共有、相互協力など、アフタースクールの支援員と小学校の教職員が連携を図り、切れ目のない対応を継続する。	教育・保育課
□	園庭開放事業	【再掲 1(2)③㍿】 公立民間全ての園所において、園所の実情に応じ実施日時を設定し、園庭の遊具等を開放して、安全な遊び場を提供することで、子育て支援を行う。	教育・保育課

基本計画における今後のあり方			
ケ◎	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどと連携し、ケース会議の実施など、学校に通う児童生徒やその保護者の抱える問題の早期発見・早期対応に努めます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	初任者研修会	【再掲 0(1)①㍿】 初任者としての資質・能力の向上を図るため、人権・同和教育、生徒指導、特別支援教育、小中一貫教育など、多面的なテーマに関する研修を実施する。	学校教育課
□	校内研修会	【再掲 0(1)①㍿】 各学校における児童生徒の実態を踏まえ、教員の指導力向上と授業改善を目的とした校内研修を年間計画のもとで計画的に推進する。	学校教育課

基本計画における今後のあり方			
コ◎	不登校児生徒に対しては、校内での居場所づくりを推進するとともに、オンラインや校内教育支援センター等を活用し、教育相談や学習支援を行います。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	不登校問題対策事業	不登校児童生徒へ個に応じた対応を進めるとともに、学校や関係機関と連携を深め、部分登校や別室指導などの学校復帰や将来的な社会参加、自己実現につながるよう、みっきいルームの運営を行います。	教育センター

(3 子どもの人権)

※区分：◎新規 ○拡充・変更 □継続 ■継続(重点)
●第4次基本計画重点取組項目

基本計画における今後のあり方			
サ○	教職員等の人権感覚を磨き、体罰の禁止と暴力の否定について教職員全体で共通理解を深めるとともに、一人一人を大切にしたい学級づくりや人権課題の解決に積極的に取り組む態度の向上を図るため、キャリアステージに応じた専門性と実践的指導力等の向上に向けた取組を充実させます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	要保護児童対策地域協議会	【再掲 3(1)②ア】	こども福祉課
□	児童虐待防止ネットワーク事業	【再掲 3(1)②ア】	こども福祉課

基本計画における今後のあり方			
シ◎	外国にルーツをもつ子どもの日本語学習の機会や母語による支援を充実させ、子どもたちのアイデンティティの確立と将来の展望を広げるための教育を重視します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	全領域における人権教育	【再掲 3(1)①カ】	学校教育課
■	全領域における人権教育	【再掲 3(1)①カ】	教育・保育課
□	保・認・幼・小・中の連携	【再掲 3(1)①カ】	学校教育課

②地域

基本計画における今後のあり方			
ア	地域で安心して子育てができる環境をつくるため、子育て中の保護者を対象に、親子の交流を促進する子育てキャラバンの実施や地域住民同士の助け合いで実施するファミリーサポートセンター事業等の普及や啓発を行います。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	病児・病後児保育	保護者が就労等によりこどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、「病児・病後児保育室ノア」において、病気の児童を一時的に保育する。 また、制度の周知を図るため、各認定こども園等へ広報誌「ノアだより」を配布する。	こども福祉課
□	育児ファミリーサポートセンター事業	育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、育児の援助を行いたい人（協力会員）とが、お互いに会員となって、こどもを預けたり預かったりすることで、子育て中の人を地域で支える。 また、会員数が減少しないよう、広報活動等を行う。	こども福祉課
□	子育てキャラバン	就園前の親子を対象に遊びや交流の場の提供や子育てに関する情報提供、子育てに悩む保護者からの相談を受けるなど児童センターや吉川児童館、公民館において「子育てキャラバン」を開催し、子育て中の保護者の不安や孤立感の解消を図る。	こども福祉課
□	赤ちゃん絵本のふれあい事業 -ブックスタート-	①乳児健診ですべての赤ちゃんに絵本・バッグ・絵本リスト等をプレゼントし、絵本とふれあうことの大切さを読み聞かせ等によって伝える。 ②1歳6か月児健診で絵本リスト・図書館案内等を配布する。	図書館

(3 子どもの人権)

※区分：◎新規 ○拡充・変更 □継続 ■継続(重点)

●第4次基本計画重点取組項目

基本計画における今後のあり方			
イ	子どもたちに地域の一員としての自覚を持たせるとともに社会性や豊かな人間性を育むため、地域の人との交流活動及び共同学習の充実に努めます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	地域の行事とのふれあい	地域の行事やイベント、公民館への園児の作品展示や催しへの参加、また地域の老人クラブの方との交流などをおして、ふれあいを深める。	教育・保育課
■	人権の花運動の支援	法務局が実施している人権の花運動を支援することにより、協力、感謝することの大切さ、生命の尊さの実感に加え、子どもと高齢者の顔の見える交流の機会を創出する。 目標値：2校園以上の参加を集める。	人権推進課

基本計画における今後のあり方			
ウ	民生委員・児童委員や地域の方々の協力を得て、虐待やいじめの疑いがある子どもを速やかに発見、保護できるよう関係機関、相談機関への通報方法等の広報を行います。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	いじめ不登校フォーラム	【再掲 3(1)①エ】	教育センター
■	子どものいじめ防止啓発事業	【再掲 3(1)①エ】	人権推進課
■	DVのある家庭の子どもに対する支援	【再掲 3(1)②ア】	配偶者暴力相談支援センター

基本計画における今後のあり方			
エ	子どもが地域で安心して生活できるよう地域の環境を整備するとともに、子育て中の保護者の意見を取り入れた地域づくりを推進します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	一時預かり	【再掲 2(2)③ア】 多様な保育需要に対応するため、市内各認定こども園において在園の1号認定児の預かり保育並びに在園児以外の児童に対する一時預かり保育を実施する。また、公立幼稚園2園において在園児に対して平日午後4時までの預かり保育を実施する。 市内民間認定こども園13園に対しては、当事業を円滑に進めていくため補助金を交付する。	教育・保育課
□	休日保育事業	【再掲 2(2)③ア】 あけぼの認定こども園での実施に対し、当事業を円滑に進めていくため、給付費に加算して支払う。	教育・保育課
□	青少年補導委員による補導活動	班毎に月2回以上の深夜補導を実施する。また、神社の春・秋の祭礼やみっけい夏まつり、二十歳の祝典等の特別巡回補導を実施する。	青少年センター

(3 子どもの人権)

※区分：◎新規 ○拡充・変更 □継続 ■継続(重点)

●第4次基本計画重点取組項目

基本計画における今後のあり方			
オ	地域の素材や人材を活用した教育活動を推進します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	小学生事「チャレンジ Kids」	小学生が工作や体験教室などの児童館行事を通じて、他地域の児童や異年齢児との交流を行う。	こども福祉課

③企業等

基本計画における今後のあり方			
ア	自尊感情の高揚、社会的自立心の育成、社会活動への参画意識の高揚につなげるべく「トライやる・ウィーク」等の趣旨を企業に周知するとともに、引き続き企業等との連携強化に努めます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	トライやる・ウィークの実施	【再掲 3(1)①イ】	学校教育課

④子どもが安全に安心して暮らせる環境づくり

基本計画における今後のあり方			
ア	子どもの人権が侵害されている状況を把握するための仕組みづくりと啓発に取り組みます。また、子どもの権利を侵害している環境、慣行、意識等に対して改善に向けて働きかけるなど、子どもの人権を守る体制を整備します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	いじめ不登校フォーラム	【再掲 3(1)①エ】	教育センター
■	子どものいじめ防止啓発事業	【再掲 3(1)①エ】	人権推進課
■	DVのある家庭の子どもに対する支援	【再掲 3(1)②ア】	配偶者暴力相談支援センター

基本計画における今後のあり方			
イ	子どもを犯罪被害から守るため、関連機関との連携を強化し、犯罪に関する情報を共有するなど犯罪被害防止に努めます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	ネット見守り隊	【再掲 3(2)①オ】	青少年センター
□	関係機関との連携	【再掲 3(2)①カ】	学校教育課

(3 子どもの人権)

※区分：◎新規 ○拡充・変更 □継続 ■継続(重点)

●第4次基本計画重点取組項目

基本計画における今後のあり方			
ウ	関係機関の連携を強化し、子どもの虐待を予防するとともに救済体制を整備します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	関係機関との連携	【再掲 3(2)①カ】	学校教育課
■	DVのある家庭の子どもに対する支援	【再掲 3(1)②ア】	配偶者暴力相談支援センター
■	専門機関との連携	保健師、家庭相談員、臨床心理士、言語療法士、コーディネーターなど関係機関との連携、連絡を密にとる。	教育・保育課
□	要保護児童対策地域協議会	【再掲 3(1)②ア】	こども福祉課

基本計画における今後のあり方			
エ	虐待をはじめとする不適切な監護・養育が生じないよう的確に養育者に対し、助言・指導できる体制を整備します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	専門機関との連携	【再掲 3(2)④ウ】	教育・保育課
□	要保護児童対策地域協議会	【再掲 3(1)②ア】	こども福祉課
□	子育て相談事業	こどもサポートセンターにおいて、子育て支援コーディネーターが、子育て支援サービスの利用や子育て不安など子育て全般の相談を受ける。	こども福祉課
□	家庭児童相談事業	こどものしつけや家庭環境など、家庭での養育に関する問題について、専門的な見地から相談指導を行う。	こども福祉課
□	ひとり親家庭相談事業	ひとり親家庭を対象に、こどもの養育や、離婚問題など生活全般に関する相談を行う。また、就労相談や各種資金の貸付等、経済的安定と自立を目指して支援する。	こども福祉課
■	発達専門相談	乳幼児の育児や発達等についての相談を受け、必要に応じて関係機関と連携しながら専門職の相談を実施する。	こども福祉課

基本計画における今後のあり方			
オ	貧困の状況にある子どもが、生まれ育った環境などによる不合理な不利益を被ることのないよう、健やかに育成される環境の整備や、教育の機会均等の確保をはじめとする子どもの貧困対策を総合的に推進します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	子どもの貧困対策事業	ネグレクト等により家庭での養育が十分でない要支援児童の家庭等に宅食を実施し、食品配達をきっかけに子どもの様子を確認し、見守りや必要な支援につなげる。	こども福祉課

⑤相談体制の充実・強化

基本計画における今後のあり方			
ア	いじめ、不登校、引きこもり等についての相談体制を整備し、心理面のサポートや人間関係をはじめとする環境調整の継続的かつ、きめ細かな支援に取り組みます。		
●			
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	青少年悩みの相談	【再掲 3(2)①キ】	教育センター
■	家庭訪問・個人相談	【再掲 1(3)②イ】 地区の事情を踏まえて、保育・子育てに関して、子どもや保護者の必要に応じて個人懇談や家庭訪問を行う。	教育・保育課

基本計画における今後のあり方			
イ	虐待やいじめの相談窓口の周知に努め、子ども自身が安心して相談できるよう啓発します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	子どものいじめ相談	いじめに特化した相談窓口を開設し、電話、面接及びメールによる相談を実施する。	人権推進課

⑥センター機能の充実

基本計画における今後のあり方			
ア	青少年を有害な環境から守るため、補導活動、有害環境浄化運動、広報・啓発活動、研修会の実施を関係機関と連携しながら実施するため「三木市青少年センター」の機能を充実させます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	青少年悩みの相談	【再掲 3(2)①キ】	教育センター
□	ネット見守り隊	【再掲 3(2)①オ】	青少年センター
□	PTAパトロール	市内小・中学校PTA役員、更生保護女性会、補導委員会役員と青少年センター職員が参加し、量販店で店舗内パトロールと啓発グッズ等の配布を年3回行い、青少年の健全育成及び非行・被害防止に向けた取組を実施する。	青少年センター
□	青少年補導委員による補導活動	【再掲 3(2)②エ】	青少年センター
□	青少年健全育成ポスターによる啓発	家庭だんらんの日をテーマに青少年自身が作成した作品をポスターにすることで、青少年健全育成を進めていくよう、小・中・特別支援学校へ作品募集の依頼を行い実施する。	青少年センター
□	有害図書回収（白ポスト巡回点検）	県が制定している青少年愛護条例の概略版を配布し、青少年健全育成に係わる認識を深めると共に、青少年に有害とされる図書類等の回収に当たる。各白ポストを月1回の点検と回収を行う。	青少年センター

(3 子どもの人権)

※区分：◎新規 ○拡充・変更 □継続 ■継続(重点)

●第4次基本計画重点取組項目

基本計画における今後のあり方			
イ	子どもの命と人権を守るため、「三木市子どもいじめ防止センター」と学校など関係機関が連携し、いじめの防止及び解決を図り、いじめを絶対に許さないまちづくりを推進し、子どもが安心して生活し育つ環境をつくります。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	子どものいじめ防止啓発事業	【再掲 3(1)①エ】	人権推進課
■	子どものいじめ相談	【再掲 3(2)⑤イ】	人権推進課

(3) 人権尊重のまちづくりの展開

①地域社会での体験活動の充実

基本計画における今後のあり方			
ア	意見を言う権利、表現する自由、情報発信する自由など子どもの意見表明権を尊重するとともに、子どもが社会の重要な構成員であるとの認識と自覚を培っていくために、子どもの意見を大切にしたいまちづくりに取り組みます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	三木市若者ミーティング	市の施策、事業などに若者の意見を取り入れ、三木市をさらに魅力のあるまちとするため、若者の意見を聴取するイベント「三木市若者ミーティング」を開催します。	縁結び課

②地域社会での体験活動の充実

基本計画における今後のあり方			
ア	子どもを健やかに育むため、地域社会の中で多様な人間関係に支えられた自発的な活動の機会の充実に努めます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	園庭開放事業	【再掲 3(2)①カ】	教育・保育課
■	未就園児応援事業	【再掲 1(3)②イ】 認定こども園・幼稚園において、通園していない乳幼児に対し、親子で遊んだり、園児とふれ合ったり、保護者同士の交流を深めたりするための場を提供し、子育て支援を行う。	教育・保育課
□	子育てキャラバン	【再掲 3(2)②ア】	こども福祉課
□	地域の行事とのふれあい	【再掲 3(2)②イ】	教育・保育課
■	神戸電鉄等の利用助成	子どもたちの地域への愛着心を育むとともに公共交通の利用方法を身に着けること等を目的として、学校・認定こども園等の遠足や校外学習に当たり、神戸電鉄やバスの利用を呼びかけ、運賃費用を助成する。 目標値：20件	交通政策課
■	乳幼児・家庭教育学級	乳幼児の心身の成長と保護者同士の交流を目的に、各地区で教育学級を開催する。遊びや体験を通じて親子の絆や子どもの社会性を育み、また、家庭教育学級も実施し、心豊かな人間性の形成を支援する。	生涯学習課
■	子育てグループの活動場所の提供	子育てグループや子ども食堂に公民館の活動場所を提供し、親子の交流や学びの場を支援する。地域によっては子育てサロンやおしゃべりサロンも開催し、参加者募集の広報にも努める。	生涯学習課

(3 子どもの人権)

※区分：◎新規 ○拡充・変更 □継続 ■継続(重点)

●第4次基本計画重点取組項目

◎	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施	生後6か月から満3歳未満の、保育所等に通っていないこどもを対象に、月一定時間（月10時間）まで、就労要件を問わず時間単位等で利用できる、国が創設した「こども誰でも通園制度」を実施する。 令和8年度においては、別所認定こども園及び志染保育所の2施設において実施する。	教育・保育課
---	--------------------------	---	--------

③地域とともにある園（所）・学校づくりの推進

基本計画における今後のあり方			
ア	学校、保護者、地域がより一層連携し、地域全体で子どもを育てることにより、子どもが将来育った場所で活躍できるような体制づくりを推進します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	三木市こども計画の進捗管理	みきっ子未来応援協議会において、令和7年4月を始期とする三木市こども計画の進捗管理を行う。 また、こども・若者の意見聴取の方法について検討していく。	こども福祉課
□	三木市ふれあいサロン活動促進事業	地域で広く開かれ、見守りや共に支え合う集いの場を作り、高齢者、障がいのある方や児童及びその保護者並びに家に閉じこもりがちな方が地域でいきいきとした生活を送るためのサロン活動を支援する。あわせて、ふれあいサロン活動が幅広く地域で実施できるよう支援の充実を図る。	福祉課

4 高齢者の人権

(1) 人権教育・啓発の推進

①学校等

基本計画における今後のあり方			
ア	園（所）・学校では、発達段階に応じて高齢者の今のありよう（困りごとや喜びなど）やこれまで高齢者が培ってきた知識や経験（体験）などを子どもたちに伝えていきます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	全領域における人権教育	【再掲 0(1)①㍿】 各学校園で把握した児童生徒の実態に即して人権教育推進計画を改訂し、同計画のもとで、全領域における人権教育を計画的に推進する。	学校教育課
■	全領域における人権教育	【再掲 0(1)①㍿】 全ての園所で「人権教育推進計画」を作成し、教育・保育を通して乳幼児期の子どもの発達に応じた人権感覚の芽生えを培う。	教育・保育課

基本計画における今後のあり方			
イ●	高齢者との共同活動や交流などの体験を通して、「顔」の見える一人一人の出会いを大切にしたい学びを推進します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	人権の花運動の支援	【再掲 3(2)②イ】 法務局が実施している人権の花運動を支援することにより、協力、感謝することの大切さ、生命の尊さの実感に加え、子どもと高齢者の顔の見える交流の機会を創出する。 目標値：2校園以上の参加を集める。	人権推進課

基本計画における今後のあり方			
ウ	認知症の人を含む高齢者への理解を深める福祉学習を推進します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	認知症総合支援事業	認知症に関する総合支援として、 ①認知症サポーター養成講座受講者の年齢層を広げ、偏見をなくし、正しい理解の普及に努め、共生社会の実現を図る。 ②グループホームの運営推進会議を通じ、地域住民との意見交換を行い、開かれたサービス提供のための助言と意見交換を行う。 ③認知症カフェに専門職が参加し、情報提供や相談支援を行うとともに、補助金により住民主体の活動を支援し、必要に応じてボランティア活動プラザみきとともに連携支援を図る。	高齢福祉課

(4 高齢者の人権)

※区分：◎新規 ○拡充・変更 □継続 ■継続(重点)
●第4次基本計画重点取組項目

②職場

基本計画における今後のあり方			
ア	介護が必要な高齢者が地域で暮らすためには、家族の協力が必要であることから、職場で介護休暇を安心して取得できるよう、企業等に対して啓発します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	育児休業・介護休業制度の普及啓発	【再掲 2(1)③イ】労働・雇用関係機関の資料配布等により啓発を行う。	商工振興課

(2) 人権行政・施策の推進

①学校等

基本計画における今後のあり方			
ア	学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業を推進する中で、高齢者の参画を促し、地域の子どもを情緒豊かに育てることにより、高齢者の生きがいに努めます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	生きがいに社会参加の促進	高齢者に適した仕事を提供するシルバー人材センターを支援するほか、高齢者福祉センターを開設して社会参加や生きがいのために各種講座を実施する。	高齢福祉課
□	社会福祉協議会との連携	避難行動要支援者の災害時の安全と平常時の見守りを図るため、行政や地域等との連携を強化する。	福祉課

②地域

基本計画における今後のあり方			
ア	高齢者や、その介護をする家族を孤立・疲弊させることなく、地域全体で温かく支えていける社会をめざし、高齢者福祉・介護のサービス事業者、行政、住民が連携し地域福祉のネットワーク構築に努めます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	認知症総合支援事業	【再掲 4(1)①ウ】	高齢福祉課
□	緊急通報システムの運用	緊急通報にスムーズに対応するため、通信機器の維持管理、指令員への教養、訓練を行う。 令和7年度は35件の実績があり、どの事案も問題なく対応できていた。	消防本部
□	社会福祉協議会との連携	【再掲 4(2)①ア】	福祉課
□	社会福祉協議会との連携	社会福祉協議会との連携を維持・強化を図るため、在宅介護支援センター連絡会を定期的に開催する。	高齢福祉課
□	介護支援専門員の資質向上	介護支援専門員へのアンケート結果に基づき、介護支援専門員の専門性が高められるような研修の企画や内容を検討する。また、支援ケアマネ連絡会において、資質向上のための研修会を開催する。また主任ケアマネ連絡会を、兵庫県介護支援専門員協会三木支部と連携しながら開設する。	高齢福祉課

(4 高齢者の人権)

※区分：◎新規 ○拡充・変更 □継続 ■継続(重点)

●第4次基本計画重点取組項目

□	介護予防事業の促進	市民が自ら介護予防等に取り組み、高齢者と介護者を地域全体で支える体制を強化する。 ①生活支援コーディネーターを配置し、地域ごとの課題に応じた移動手段や買い物などの生活支援を推進する。 ②介護予防教室の実施や相談窓口の周知、認知症・フレイル予防の強化を図る。 ③男女共同での介護支援体制を構築し、介護者交流の場を提供することで在宅生活の維持を支援する。 ④徘徊高齢者家族支援サービスを継続し、高齢者の安全確保と家族の不安解消に努める。 ⑤「みっきい☆いきいき体操」などの通いの場の活動支援及び普及啓発を行い、誰もが継続して通える場を提供する。	高齢福祉課
□	地域包括ケアシステムおよび高齢者に関する総合相談等事業	高齢者の権利擁護推進のため、相談支援体制の推進を図る。 ①個別支援の強化：認知症や困難事例に対し、専門職による助言を通じて支援の質を向上を目指す。要支援者へは、自立を促すケアマネジメントを導入し、自立支援型個別ケア会議を定期開催する。 ②包括的連携体制の構築：関係機関との連携を密にし、必要な情報収集を行う。介護保険サービスをはじめとする制度活用や地域資源への連携を促進し、高齢者への総合的な支援体制を確立する。 ③高齢者虐待防止対策の推進：パンフレット・広報活動を通じた高齢者虐待に関する知識啓発と相談窓口の周知を強化する。ケアマネ連絡会等を活用し、虐待の早期発見・予防に繋がる啓発活動を継続する。 ④虐待発生時の迅速対応：虐待事例発見時には、速やかに個別ケース会議を開催し対応策を検討する。必要に応じて要援護高齢者・緊急分離支援等の措置を講じ、高齢者の安全確保と早期解決を図る。	高齢福祉課
□	命のカプセル	命のカプセルについて広報活動を行い、利用促進を図る。 災害時だけでなく緊急事態時の迅速な救命活動を行う際に、非常に効率的なため、一人でも多くの方に利用いただけるよう普及に努める。	危機管理課

基本計画における今後のあり方

イ	高齢者が伝統文化を園児や小・中学生に継承していく取組を継続していきます。		
●			
◎			
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	伝統文化こども教室	小中学生を対象に三木市伝統文化こども教室を開催する。茶道教室（中央・吉川町公民館2か所、月2回）、生け花教室（中央・青山公民館2か所、月1回）、囲碁教室（青山公民館1か所、月3回）、将棋教室（中央・緑が丘町公民館2か所、月4回）を開講する。	文化・スポーツ課

基本計画における今後のあり方			
ウ ●	地域住民が共に支え合い、高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して心豊かに暮らしていける地域づくりを推進します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	認知症総合支援事業	【再掲 4(1)①ウ】	高齢福祉課
□	社会福祉協議会との連携	【再掲 4(2)①ア】	福祉課
□	社会福祉協議会との連携	【再掲 4(2)②ア】	高齢福祉課
■	高齢者夫婦・ひとり暮らし高齢者宅等の防火指導及び防災機器の普及	住宅用火災警報器の維持管理については、設置しているが点検を行っていない世帯が多いため、各種広報誌をはじめ、老人福祉施設や自主防災組織等への訓練指導時など、あらゆる機会を捉えて住宅用火災警報器の設置及び維持管理を含めた火災予防の普及啓発を進める。 また、高齢者に対して調理器具・暖房器具等の火気取扱いについても合わせて周知することにより、さらなる防火意識の高揚を図る。	消防本部
□	高齢者福祉関係事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる取り組みを推進する。 ①緊急通報サービスの継続：地域住民の見守りや支えあいにつながるサービスを推進し、制度の周知徹底を図る。 ②在宅サービスの継続：要援護高齢者が住み慣れた地域で暮らせるように、外出支援や訪問理容などの在宅サービスを引き続き支援する。	高齢福祉課

③高齢者が安全に安心して暮らせる環境づくり

基本計画における今後のあり方			
ア	高齢者の尊厳を保持しながら可能な限り住み慣れた地域で、その人らしく自立した暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制を構築します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	出前講座	バス、鉄道及びデマンド型交通の利用方法の周知や公共交通の利用促進を図るため公共交通に関する出前講座を開催する。 目標値：40件	交通政策課
□	社会福祉協議会との連携	【再掲 4(2)①ア】	福祉課
□	社会福祉協議会との連携	【再掲 4(2)②ア】	高齢福祉課
□	介護支援専門員の資質向上	【再掲 4(2)②ア】	高齢福祉課
□	介護予防事業の促進	【再掲 4(2)②ア】	高齢福祉課
□	地域包括ケアシステムおよび高齢者に関する総合相談等事業	【再掲 4(2)②ア】	高齢福祉課
□	命のカプセル	【再掲 4(2)②ア】	危機管理課
□	高齢者福祉関係事業	【再掲 4(2)②ウ】	高齢福祉課
○	公共交通の整備	神戸電鉄福祉パスの交付により高齢者及び障がい者の社会参加を促進し、生きがいづくりと自立の支援を図る。 目標値：2,300枚 吉川地域において令和3年4月1日から、三木南、別所、志染地域において令和7年10月1日から運行を開始した「チョイソコみき」（デマンド型交通）の利用状況を分析・評価し、適宜見直しを実施する。	交通政策課

(4 高齢者の人権)

※区分：◎新規 ○拡充・変更 □継続 ■継続(重点)

●第4次基本計画重点取組項目

□	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用支援事業として、市長申立支援や、申立て費用の負担が困難な方への申立費用の助成、後見人等への報酬の支払いが困難な方への報酬助成を行う。	高齢福祉課
□	市広報やガイドブック、パンフレット等の作成による制度の周知徹底	介護保険のわかりやすいガイドブックを作成し、介護保険制度について周知する。 また、市の広報紙に介護保険事業の取組を掲載し、市民の興味関心を図る。	介護保険課
□	成年後見支援センター	成年後見支援センターを開設し、成年後見制度利用促進のための広報、相談を行い、権利擁護支援を行う。 また、中核機関の設置により権利擁護に関する支援を必要とする人を支援に繋げる地域連携の仕組みを整備、強化していく。	高齢福祉課
□	期日前投票所の整備	次回の選挙（令和9年4月執行見込み）に備え、年齢や障がいの有無に関わらず投票の機会を確保できるよう、引き続き3か所の期日前投票所を開設できる体制を整える。	選挙管理委員会

基本計画における今後のあり方

イ	公共施設や民間建築物、道路、公園、住宅等のバリアフリー化を進めます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	道路改築事業 社会資本整備総合交付金事業（国庫補助）	市道岩宮大村線においてバリアフリー法に基づく歩道設置を含めて、改良計画を進める。	道路河川課
□	道路維持補修事業 道路側溝修繕事業	要望箇所及び危険箇所について、道路側溝修繕工事等を市内全域で実施し、高齢者及び障がい者等の安全な生活環境を整備する。	道路河川課
□	生活道路整備事業 生活道路の改良、路側整備事業	要望箇所及び危険箇所について、路側整備工事を市内全域で実施し、高齢者及び障がい者等の安全な生活環境を整備する。	道路河川課
□	福祉のまちづくり事業 歩道の設置・改良及び交差点改良事業	緑が丘地域等でバリアフリー法に基づく段差解消工事を実施し、高齢者、障がい者及び児童生徒等の安全な通行を促進する。	道路河川課
□	交通安全施設整備事業 道路区画線、防護柵等設置事業	要望箇所及び危険箇所について、道路区画線、防護柵等の安全施設工事を実施し、高齢者及び障がい者等の安全な生活環境を整備する。	道路河川課
■	市営住宅のバリアフリー化	市営住宅の共用部分である通路やスロープ・手すり等の設置状況や駐車場の車椅子マークの状態を確認し、不具合等が発生していないか点検を行う。	建築住宅課
□	福祉のまちづくり事業	特定施設等の建築時に兵庫県福祉のまちづくり条例に基づいて、高齢者や障がい者などすべての人が安全・安心に利用できるよう指導する。	福祉課
□	投票所のバリアフリー化	次回の選挙（令和9年4月執行見込み）に備え、全46投票所において、段差等の物理的障害の解消をめざす。 併せて、職員による介添えのほか、コミュニケーション支援ボードや投票支援カードの利用など、ソフト面の支援も行える体制を整える。	選挙管理委員会

(4 高齢者の人権)

※区分：◎新規 ○拡充・変更 □継続 ■継続(重点)

●第4次基本計画重点取組項目

基本計画における今後のあり方			
ウ	高齢者虐待は、高齢者の尊厳を著しく傷つける人権侵害であるという認識の下、「高齢者虐待防止法」に基づき、家庭内、施設内等での虐待を防止する施策を推進します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	地域包括ケアシステムおよび高齢者に関する総合相談等事業	【再掲 4(2)②7】	高齢福祉課

基本計画における今後のあり方			
エ●	認知症に対する正しい知識と理解をもち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成するほか、国で示された「新しい認知症観」による認知症高齢者等にやさしいまちづくりに取り組みます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	認知症総合支援事業	【再掲 4(1)①7】	高齢福祉課

基本計画における今後のあり方			
オ	介護保険制度の円滑な実施と介護予防、健康づくり、生活支援の取組を一体的に進めます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	社会福祉協議会との連携	【再掲 4(2)②7】	高齢福祉課
□	介護予防事業の促進	【再掲 4(2)②7】	高齢福祉課
□	高齢者福祉関係事業	【再掲 4(2)②7】	高齢福祉課
□	市広報やガイドブック、パンフレット等の作成による制度の周知徹底	【再掲 4(2)③7】	介護保険課
■	健康相談 ・成人保健相談	【再掲 2(2)④7】 連携協定締結企業と連携し、健康相談のミニイベントの開催や結果相談会を実施する。また随時、相談者に応じた手法で、電話や来所対応等をする。	健康増進課

基本計画における今後のあり方			
カ	高齢者の人権に配慮した成年後見制度、権利擁護制度の活用を図ります。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	成年後見制度利用支援事業	【再掲 4(2)③7】	高齢福祉課

④相談体制の充実・強化

基本計画における今後のあり方			
ア	高齢者の人権に配慮するため、相談機能を充実させるとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の中心としての機能の充実を図ります。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	介護支援専門員の資質向上	【再掲 4(2)②7】	高齢福祉課
□	地域包括ケアシステムおよび高齢者に関する総合相談等事業	【再掲 4(2)②7】	高齢福祉課
□	窓口での苦情等相談	相談内容により、迅速かつ丁寧に市民の思いを傾聴し、適切な対応を継続する。	介護保険課

(3) 人権尊重のまちづくりの展開

①高齢者の社会参加の促進

基本計画における今後のあり方			
ア ●	高齢者が培ってきた知識と経験を生かした社会参加と世代間交流を進めるとともに、高齢者自らが社会に貢献できる活動を推進します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	育児ファミリーサポートセンター事業	【再掲 3(2)②7】 育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、育児の援助を行いたい人（協力会員）とが、お互いに会員となって、こどもを預けたり預かったりすることで、子育て中の人を地域で支える。 また、会員数が減少しないよう、広報活動等を行う。	こども福祉課
□	生きがいづくりと社会参加の促進	【再掲 4(2)①7】	高齢福祉課
□	介護予防事業の促進	【再掲 4(2)②7】	高齢福祉課
□	高齢者ファミリーサポートセンター事業	高齢者ファミリーサポートセンターを開設し、市民による相互援助を支援する。今年度初開催となる終活セミナーをはじめ、事業説明会や協力会員養成講座の開催など事業の普及啓発に努め、三木北高校の協力も得ながら協力会員の募集を強化する。昨年度より始まった三木北高校との連携をさらに強め、次年度以降に総合高校となっても継続して行う。	高齢福祉課
■	三世代交流事業	文化・体育を中心に、多世代が参加できる交流イベントを各地区で実施する。納涼大会やグラウンドゴルフ大会、ニュースポーツ大会などを通じて世代間の交流を促進する。	生涯学習課
■	みっきい生涯学習講師団事業	今年度から、講師への謝礼は廃止し、講師派遣の調整については継続して行う。	生涯学習課

(4 高齢者の人権)

※区分：◎新規 ○拡充・変更 □継続 ■継続(重点)

●第4次基本計画重点取組項目

基本計画における今後のあり方			
イ ●	高齢者が健康でいきいきと暮らせるよう、就労はもとより、趣味・スポーツ活動など地域社会と連携を図りながら社会参加を促進します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	生きがいつくりと社会参加の促進	【再掲 4(2)①7】	高齢福祉課
■	三世代交流事業	【再掲 4(3)①7】	生涯学習課
■	みつきい生涯学習講師団事業	【再掲 4(3)①7】	生涯学習課
□	老人クラブ助成事業	高齢者の知識と経験を活かした社会参加や世代間交流、生きがいや健康づくりのための社会活動を推進するため、老人クラブの活動を支援する。	高齢福祉課
■	高齢者教室	豊かな知識や教養の習得と生きがいつくりを目的に、多彩な講座を開催する。健康や人権、防犯、歴史など幅広いテーマを取り入れ、スマホ教室も継続してデジタルデバイドの解消を図る。	生涯学習課
■	高齢者大学運営助成	入学者数は増加傾向にあるため、引き続き、講座内容の充実や新規入学者の確保に努める。	生涯学習課
■	高齢者大学院運営助成	入学者数は増加傾向にあるため、引き続き、講座内容の充実や新規入学者の確保に努める。	生涯学習課

基本計画における今後のあり方			
ウ ◎	市立各公民館で開催している「高齢者教室」などにおいて、講師や教室の題材などについて近隣の大学などにも協力依頼し、社会参加に自主的に取り組める活動の促進を積極的に進めます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	高齢者教室	【再掲 4(3)①イ】	生涯学習課

基本計画における今後のあり方			
エ	高齢者にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
○	公共交通の整備	【再掲 4(2)③7】	交通政策課
□	ふれあい収集	新規申請件数と既存利用者中止件数を鑑み、年間利用者数は5～10件増を見込んでいる。ごみ出し困難世帯救済のため、制度の周知を図り、サービスを継続する。	環境課
□	粗大ごみ戸別収集	粗大ごみを処分することが困難な高齢者又は障がい者等が属する世帯を訪問し、粗大ごみの運搬及び処分を行う。 目標値：利用件数170件を目指す。（令和7年度利用実績162件）	環境課
□	図書の定期宅配サービス	障がいや高齢等の理由で来館できない方に対して、図書館資料の定期宅配サービスを実施する。	図書館

(4 高齢者の人権)

※区分：◎新規 ○拡充・変更 □継続 ■継続(重点)

●第4次基本計画重点取組項目

②交流の場づくり

基本計画における今後のあり方			
ア	地域で行っている「ふれあいサロン」や「認知症カフェ」など高齢者だけでなく誰もが交流できる場づくりとともに、居場所づくりや多世代がふれあう場づくりなどの住民主体の地域活動をさらに支援します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	三木市ふれあいサロン活動促進事業	【再掲 3(3)③7】 地域で広く開かれ、見守りや共に支え合う集いの場を作り、高齢者、障がいのある方や児童及びその保護者並びに家に閉じこもりがちな方が地域でいきいきとした生活を送るためのサロン活動を支援する。あわせて、ふれあいサロン活動が幅広く地域で実施できるよう支援の充実を図る。	福祉課
□	市民活動支援事業	高齢者見守りやサロン活動を含む地域づくりのための公益活動を自主的に行う団体の立ち上げを促進するため支援金を交付する。	市民協働課

基本計画における今後のあり方			
イ◎	老人クラブや、三木市高齢者大学など的高齢者の活動や交流を通した生きがいを支援します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	老人クラブ助成事業	【再掲 4(3)①イ】	高齢福祉課
■	高齢者大学運営助成	【再掲 4(3)①イ】	生涯学習課
■	高齢者大学院運営助成	【再掲 4(3)①イ】	生涯学習課

5 障がい者の人権

(1) 人権教育・啓発の推進

①学校等

基本計画における今後のあり方			
ア	障がいの有無にかかわらず、さなざまな考え方や価値観を互いに理解し、自他の人権を尊重し、支え合う共生の心を育成します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	特別支援教育	【再掲 3(1)①ア】 課主催の巡回相談を継続し、多様なニーズや課題に応じた支援の充実を図るとともに、必要に応じて他機関と情報共有しながら、連携した支援を推進する。 また、各園所の特別支援コーディネーターが中心となり、保護者の相談に応じながら、校種間の連携を図る。 多様な保育ニーズを把握し対応できるよう、公立園所においては、医療的ケアを必要とする子どもの受け入れや支援体制を整える。	教育・保育課
■	特別支援教育の理解・啓発の推進	各教科、総合的な学習、学校行事等で障がいのある児童生徒との交流及び共同学習を実施する。また、教職員、保護者への理解・啓発について継続した取組を進める。	学校教育課

②地域

基本計画における今後のあり方			
ア	保護者や地域などに対して、障がいに対する正しい理解や、障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶことの意義などについて広く啓発していきます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	専門研修講座	【再掲 0(1)①イ】 専門研修講座として、人権に関する研修を実施する。様々な視点に立った人権課題に関する講座を企画し、体験型やオンライン形式等、多様な手法を用いて研修機会の確保に努める。 目標値：研修を実践に活かそうとする参加者の割合85%以上	教育センター
■	特別支援教育	【再掲 3(2)①キ】 専門研修講座の中で、認め合い、支え合う特別支援教育の推進に関する研修を実施する	教育センター
■	特別支援教育の理解・啓発の推進	【再掲 5(1)①ア】	学校教育課

③職場

基本計画における今後のあり方			
ア	企業等に対して、「障害者差別解消法」や「障害者雇用促進法」などの趣旨を踏まえ、障がい者に対する理解を深めるための教育・啓発を進めます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	障がい者雇用に対する企業への啓発	障がい者雇用に関する資料を市内企業に配布し、啓発を行う。	商工振興課
□	障がい者雇用に対する企業への啓発事業	障がい者の雇用を促進するために、法定外に障がい者を雇用する事業者に対し、障害者雇用促進助成金を交付する。	障がい福祉課

■	障害者差別解消法に基づく障害者差別解消事業	「障害者差別解消支援地域協議会」を開催し、障がい者差別の事例研究を行うとともに、市民や事業者向けの啓発セミナーを開催するなど、障がい者差別の解消を図る取組を実施する。	障がい福祉課
---	-----------------------	---	--------

(2) 人権行政・施策の推進

①学校等

基本計画における今後のあり方			
ア	障がいのある子どもの教育を受ける権利を保障するため、市は学校等とともに本人や保護者の意見を尊重し、障がいのある子どもに対する合理的配慮を提供します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	特別支援教育	【再掲 5(1)②ア】	教育センター
■	特別支援教育	【再掲 5(1)①ア】	教育・保育課
◎	学校施設管理事業	緑が丘東小学校のトイレを全て洋式化するため、改修工事を実施する。	教育施設課

基本計画における今後のあり方			
イ	教育全般において、インクルーシブ教育を社会全体で推進していき、障がいのある子どもとない子どもが共に学び、かかわり合い成長していける体制をめざします。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	特別支援教育	【再掲 5(1)②ア】	教育センター
■	特別支援教育の理解・啓発の推進	【再掲 5(1)①ア】	学校教育課

基本計画における今後のあり方			
ウ ● ◎	市内の特別支援学校・学級の保護者の座談会を開催し、保護者の不安解消や情報交換の場を創出します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	特別支援教育	【再掲 5(1)①ア】	学校教育課
□	入学前のつどい	保護者の不安解消や情報交換の場としての会を開催する。	学校教育課
◎	こども未来トーク	保護者の不安解消や情報交換の場としての会を開催する。	教育センター

②地域

基本計画における今後のあり方			
ア	障がい者が社会の構成員として、地域の中で自分らしく暮らせるよう、生活の場づくりとしてグループホーム等への支援や、働く場・活動の場づくりとして就労相談や小規模作業所等への支援を行います。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	地域生活支援事業	日常生活用具の給付、移動支援、障がい児支援を含めた日中一時支援、更生訓練費の支給など障がい者(児)が地域で安心して生活できるよう支援していく。	障がい福祉課
□	障害福祉サービス事業	障害福祉サービスや障害児通所支援、移動支援、日中一時支援などの支給決定を行い、障がい者(児)が地域で安心して生活できるよう支援していく。	障がい福祉課

■	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築事業	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を設置し、北播磨圏域で加東健康福祉事務所（保健所）を中心として協議を行う。	障がい福祉課
---	---------------------------	---	--------

基本計画における今後のあり方			
イ	障がい者が社会参加でき、安全で快適な生活を送るため、公共施設や民間建築物、道路、公園、住宅等のバリアフリー化を推進します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	道路改築事業 社会資本整備総合交付金事業（国庫補助）	【再掲 4(2)③イ】 市道岩宮大村線においてバリアフリー法に基づく歩道設置を含めて、改良計画を進める。	道路河川課
□	道路維持補修事業 道路側溝修繕事業	【再掲 4(2)③イ】 要望箇所及び危険箇所について、道路側溝修繕工事等を市内全域で実施し、高齢者及び障がい者等の安全な生活環境を整備する。	道路河川課
□	生活道路整備事業 生活道路の改良、路側整備事業	【再掲 4(2)③イ】 要望箇所及び危険箇所について、路側整備工事を市内全域で実施し、高齢者及び障がい者等の安全な生活環境を整備する。	道路河川課
□	福祉のまちづくり事業 歩道の設置・改良及び交差点改良事業	【再掲 4(2)③イ】 緑が丘地域等でバリアフリー法に基づく段差解消工事を実施し、高齢者、障がい者及び児童生徒等の安全な通行を促進する。	道路河川課
□	交通安全施設整備事業 道路区画線、防護柵等設置事業	【再掲 4(2)③イ】 要望箇所及び危険箇所について、道路区画線、防護柵等の安全施設工事を実施し、高齢者及び障がい者等の安全な生活環境を整備する。	道路河川課
○	公共交通の整備	【再掲 4(2)③ア】 神戸電鉄福祉パスの交付により高齢者及び障がい者の社会参加を促進し、生きがいづくりと自立の支援を図る。 目標値：2,300枚 吉川地域において令和3年4月1日から、三木南、別所、志染地域において令和7年10月1日から運行を開始した「チョイソコみき」（デマンド型交通）の利用状況を分析・評価し、適宜見直しを実施する。	交通政策課
□	図書館の定期宅配サービス	【再掲 4(3)①エ】 障がいや高齢等の理由で来館できない方に対して、図書館資料の定期宅配サービスを実施する。	図書館
■	障がい者仕様の市営住宅の供給	市営住宅の共用部分である通路やスロープ・手すり等の設置状況や駐車場の車椅子マークの状態を確認し、不具合等が発生していないか点検を行う。	建築住宅課
□	自動車改造助成事業	身体障がい者の社会参加の促進及び、介護者の負担軽減のため、身体障がい者が移動するための自動車の改造または購入に要する費用の一部助成を継続して実施する。	障がい福祉課
□	住宅改造助成事業	障がい者(児)が日常生活において支障がないように生活できるよう、必要に応じ、住宅改修助成を実施する。	障がい福祉課
□	対面朗読	朗読ボランティアの協力により、活字での読書が困難な方に対して、対面朗読を実施する。	図書館
□	「手話でみんなのお話し会」の実施	障がい福祉課と連携し、聴覚に障がいがある方にも参加していただけるよう、手話通訳付きのおはなし会を実施する。	図書館
□	「手話で本を楽しむ」の実施	障がい福祉課と連携し、聴覚に障がいがあり墨字本が読みにくい方へ、手話による対面朗読を実施する。	図書館
□	国立国会図書館のデジタル化資料を活用した「視覚障害者等用データ送信サービス」の実施	視覚障がいその他の理由で通常の活字の印刷物での読書が困難な方に対して、国立国会図書館が製作、収集したデイジーデータや点字データ等「視覚障害者等用データ」を提供する。	図書館

□	投票所のバリアフリー化	【再掲 4(2)③イ】 次回の選挙（令和9年4月執行見込み）に備え、全46投票所において、段差等の物理的障害の解消をめざす。 併せて、職員による介添えのほか、コミュニケーション支援ボードや投票支援カードの利用など、ソフト面の支援も行える体制を整える。	選挙管理委員会
---	-------------	--	---------

基本計画における今後のあり方			
ウ●	公民館や各種団体等に対し、障がいについて理解を深める学習や体験型の学習を積極的に取り入れ、地域社会で障がい者の社会的障壁を取り払うことができるよう働きかけます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	障害に関する学習	障害者基幹相談支援センター主催で、市内の各団体、事業所を対象に、弁護士等を講師とし、障害者虐待防止等について学習する研修会を年1回程度実施する。また、事例検討の方法について、福祉専門職の助言を受けながら、各団体や事業所と理解を深める取り組みを行う。	障がい福祉課

基本計画における今後のあり方			
エ	地域イベントで障がい者と交流する機会を拡大するよう働きかけます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	市民活動支援事業	【再掲 4(3)②ア】 高齢者見守りやサロン活動を含む地域づくりのための公益活動を自主的に行う団体の立ち上げを促進するため支援金を交付する。	市民協働課
□	障がい者・地域住民交流事業	障害者支援施設で音楽祭や感謝祭などの交流事業を開催する。 地域の夏まつりや文化祭、地域の小学校等の行事に積極的に参加し、地域住民やボランティア等との交流や理解を促進する。	障がい福祉課
□	障がい者の芸術活動への支援	みつきいホールや各地域の公民館において「障がい者週間作品展示会」を開催し、障がい者(児)の活躍の場と機会を創出する。	障がい福祉課

基本計画における今後のあり方			
オ◎	放課後デイサービスと併用して学童保育（アフタースクール）の利用も増加しているため、必要に応じて学校、放課後等デイサービス事業所、アフタースクールの連携を進めます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	基幹相談支援事業	【再掲 0(2)⑤ア】 障がい者(児)の発達支援に関する相談、障がい者やその家族に関する相談対応を実施する。 障害者基幹相談支援センターの設置 ・市役所3階 障がい福祉課 月～金曜 午前8時30分～午後5時 （9/1～ 午前9時～午後4時30分） ※祝日は除く ・吉川健康福祉センター 第1水・第3金曜（要予約）午後2時～4時 ※祝日は除く ・はばたきの丘 月～金曜 午前8時30分～午後5時 （9/1～ 午前9時～午後4時30分） ※祝日は除く	障がい福祉課
■	専門機関との連携	【再掲 3(2)④ウ】 保健師、家庭相談員、臨床心理士、言語療法士、コーディネーターなど関係機関との連携、連絡を密にとる。	教育・保育課

■	障がい者の就労相談	障がい者の就労に関する相談を受け、基幹相談支援センターなど、関係機関と連携して支援を行う。 ・相談日時 月～金曜 午前8時30分～午後5時(9/1～午前9時～午後4時30分) ※祝日は除く	障がい福祉課
■	障がい児支援の提供体制の整備事業	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場として、三木市障害者(児)地域自立支援協議会、こども部会を設置し対面によるグループワーク等を開催する。なお放課後や長期休みなどに、生活能力の向上のために事業所へ通所し必要な訓練をしたり社会との交流の機会をもったりする放課後等デイサービス、日常生活の基本的な集団生活への適応などができるよう、支援や活動(プログラム)を行う児童発達支援(未就学支援)の市内ガイドマップは他課で毎年更新を行い、子育て応援ハンドブックへ掲載する。 部会 年2回、分科会 年4回実施予定。	障がい福祉課

③職場

基本計画における今後のあり方			
ア	障がい者がその適性と能力を多様な活動分野において最大限発揮できるよう、自立に必要な生活・技能習得等の指導・支援を行い、ジョブコーチの導入など就業の促進、機会の拡大を支援します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	障がい者雇用に対する企業への啓発	【再掲 5(1)③ア】	商工振興課
□	自動車運転免許取得事業	身体障がい者の就労と行動範囲の拡大を図り、自立した生活を促進するため、身体障がい者が自動車運転免許を取得するのに要する費用の一部助成を実施する。	障がい福祉課
■	障がい者の就労相談	【再掲 5(2)②オ】	障がい福祉課
□	障がい者の就労支援	農福連携を推進し、農家に障害者雇用の理解を求め、障がい者の新たな活躍の場を創出するなど、障がい者と農家のマッチングを図る。 庁内作業所「ワークルーム虹」を開設し、印刷・封入などの作業を委託し、障害者の就労機会を設ける。 【目標値】 市が対象施設等から優先的に調達する物品等の額 物品 228,000円 役務 2,180,000円	障がい福祉課

基本計画における今後のあり方			
イ	障がい者の雇用にあたっては、障がい者一人一人の意向や特性などを踏まえ、適正な採用となるよう支援します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	障がい者の就労相談	【再掲 5(2)②オ】	障がい福祉課

基本計画における今後のあり方			
ウ	職場環境について障がい者も共に働けるよう合理的配慮の提供を指導します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	障がい者雇用に対する企業への啓発	【再掲 5(1)③ア】	商工振興課

④障がい者が安全に安心して暮らせる環境づくり

基本計画における今後のあり方			
ア	障がい者虐待は、障がい者の人権を著しく傷つける行為であるため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」に基づき、家庭内、施設内等での障がい者虐待を防止する施策を推進します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	障害者虐待相談	障がい者虐待に関する相談・通報の第一窓口を基幹相談支援センターに設置し、専門的な知識を有する職員が迅速かつ適正な対応をし関係機関との連携を図る。 また、虐待について、障がい者施設だけでなく、支援をする家族・親族等にも広報誌・パンフレットや講演会等で周知を図るとともに虐待予防に努める。	障がい福祉課

基本計画における今後のあり方			
イ	障がい者の人権に配慮した自立支援を促進するため、生活困窮者支援対策の推進や成年後見制度、権利擁護制度の活用を図ります。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	成年後見制度利用支援事業	身寄りのない知的障がい者及び精神障がい者が成年後見制度を利用する場合、低所得者に対して申立て費用や報酬費の助成を実施する。	障がい福祉課

基本計画における今後のあり方			
ウ◎	障がいがある人の活動制限がなくなるよう、日常生活において提供される設備の環境整備を進めます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	投票所のバリアフリー化	【再掲 5(2)②イ】	選挙管理委員会
□	期日前投票所の整備	【再掲 4(2)③ア】 次回の選挙（令和9年4月執行見込み）に備え、年齢や障がいの有無に関わらず投票の機会を確保できるよう、引き続き3か所の期日前投票所を開設できる体制を整える。	選挙管理委員会

⑤相談体制の充実・強化

基本計画における今後のあり方			
ア●	障がい者やその家族などで悩みを持つ人に対して、ライフステージに応じてニーズに的確に対応できる相談体制の充実を図ります。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	誰もが簡単に情報を得られる体制づくり	【再掲 0(2)④ア】 「広報みき」の点訳版・音訳版の発行、ホームページやラジオで情報を発信することにより、視覚に障がいのある方などにも市に関する情報を届ける。字幕や手話通訳などを取り込んだ、動画を活用した広報を行う。	秘書広報課
□	手話通訳相談	【再掲 0(2)⑤ア】 常時手話通訳者を2人設置し、相談に対応する。 ・場所 市役所3階 障がい福祉課 ・日時 月～金曜 午前8時30分～午後5時 (9/1～ 午前9時～午後4時30分) ※祝日は除く	障がい福祉課

□	基幹相談支援事業	【再掲 5(2)②㍑】	障がい福祉課
□	要約筆記相談	【再掲 0(2)⑤㍑】 要約筆記者を1人設置し、相談に 対応する。 ・場所 市役所3階 障がい福祉課 ・日時 月・木・金曜 午前8時30分～午後5時 (9/1～ 午前9時～午後4時30分) ※祝日は除く	障がい福祉課
■	障がい者の就労相談	【再掲 5(2)②㍑】	障がい福祉課
□	こころの相談	自殺防止対策としてこころの相談窓口相談員1名を 配置し、幅広いこころの悩みの相談に対応する。 ※電話相談 月・火・木・金（平日のみ） 午前9時 から午後5時（9月以降は午前9時～午後4時30分）時間 外は他の相談先を案内。 9月の自殺予防週間と3月の自殺対策月間に合わせ て、本部委員の方等が活動される分野での啓発グッズ の配布を行う。 また、新たに中学生を対象としたゲートキーパー養 成講座を実施する。民生委員・児童委員向けの養成講 座と併せて、計年3回実施する。	健康増進課
□	障害を理由とする差別の 相談	障害を理由とする「不当な差別的取扱い」や「合理 的配慮の提供」に関する相談を受け、障害者差別解消 支援地域協議会など、関係機関と連携して障がい者差 別の解消を図る。 ・相談日時 月～金曜 午前8時30分～午後5時（9/1 ～午前9時～午後4時30分） ※祝日は除く	障がい福祉課

基本計画における今後のあり方			
イ ●	関係機関との連携、相談体制の整備、職員の資質の向上を図るとともに、これらの制度を周知 し、相談窓口の利用促進を図ります。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	基幹相談支援事業	【再掲 5(2)②㍑】	障がい福祉課
■	専門機関との連携	【再掲 5(2)②㍑】	教育・保育課
■	障がい者の就労相談	【再掲 5(2)②㍑】	障がい福祉課
■	障がい児支援の提供体制 の整備事業	【再掲 5(2)②㍑】	障がい福祉課

基本計画における今後のあり方			
ウ	障がい者本人だけではなく、その家族も孤立しない状況をつくるとともに、支援制度や福祉 サービスなどの必要な情報が届くよう家族の相談体制を充実します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	専門機関との連携	【再掲 5(2)②㍑】	教育・保育課
■	障がい児支援の提供体制 の整備事業	【再掲 5(2)②㍑】	障がい福祉課

基本計画における今後のあり方			
エ	必要に応じてホームヘルプサービス等の在宅サービスを提供するとともに、相談体制、情報提供の充実を図ります。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	ふれあい収集	【再掲 4(3)①エ】 新規申請件数と既存利用者中止件数を鑑み、年間利用者数は5～10件増を見込んでいく。ごみ出し困難世帯救済のため、制度の周知を図り、サービスを継続する。	環境課
□	粗大ごみ戸別収集	【再掲 4(3)①エ】 粗大ごみを処分することが困難な高齢者又は障がい者等が属する世帯を訪問し、粗大ごみの運搬及び処分を行う。 目標値：利用件数170件を目指す。（令和7年度利用実績162件）	環境課
□	障害福祉サービス事業	【再掲 5(2)②ア】	障がい福祉課
□	聴覚障がい者緊急通報ファクシミリの運用	緊急通報にスムーズに対応するため、通信機器の維持管理、指令員への教養、訓練を行う。 令和7年度の実績は0件	消防本部
□	聴覚障がい者緊急通報事業	市消防本部が実施する緊急通報事業（NET119）に対して、手話通訳者・要約筆記者の派遣をする。 また、緊急通報事業（NET119）の周知や手続きを支援し、定期的に市消防本部と共同で、登録説明会を開催する。	障がい福祉課
□	身体障がい者福祉電話設置事業	難聴者及び外出困難な身体障がい者に対して、電話機の貸与を実施する。（原則2級以上、障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で所得税非課税世帯であること）	障がい福祉課
□	コミュニケーション支援事業（手話通訳、要約筆記）	聞こえに不自由な方の病院受診や地域の講演・自治会の会議などに手話通訳者や要約筆記者を派遣し日常生活を支援する。	障がい福祉課
■	訪問健康診査事業	在宅寝たきり者またはその介護者に対し、必要時対応する。 介護保険課等の関係機関にも必要時情報提供を行う。	健康増進課
■	在宅歯科訪問指導事業	外出困難な40歳以上の方の自宅に歯科衛生士等が訪問し、指導・相談を行う。関係機関との連携を図りながら事業を実施する。	健康増進課
□	NET119緊急通報の運用	通報システムの円滑な運用と機器の保守管理に努める。障がい福祉課と連携を取り登録しやすい環境づくりに努める。 令和7年度は2件の実績があり、どの事案も問題なく対応できていた。	消防本部

⑥センター機能の充実

基本計画における今後のあり方			
ア	障がい者本人や障がいのある子どもの保護者又は介護を行う者などからの相談に応じ、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営めるよう基幹相談支援センター等に専門的職員を配置し、地域の相談支援体制を強化するとともに、障がい者等とともに生活ができる地域づくりを推進します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	基幹相談支援事業	【再掲 5(2)②オ】	障がい福祉課

□	手話言語条例に基づく手話普及・手話通訳者育成事業	手話施策推進方針をもとに具体的な取り組み内容を定め、手話の普及や手話通訳者の育成を行う。 【普及事業】 以下の手話啓発講座を開催する。 ・市民向け ・小、中、特別支援学校の児童、生徒向け ・事業者向け ・市職員向け 【養成事業】 以下の手話に関する養成講座を開催する。 ・手話奉仕員養成講座 ・啓発講座講師養成講座 ・啓発講座講師現任研修	障がい福祉課
---	--------------------------	--	--------

基本計画における今後のあり方			
イ	児童発達支援センターを整備し、地域の療育支援の中核施設として機能の充実を図るとともに、関係機関と連携し、地域療育を推進します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	児童発達支援センター推進事業	「こども発達支援センターにじいろ」において嘱託医の相談や専門職による障がい児を預かる施設への援助・助言等を行うなど、地域の中核施設として機能の充実を図るとともに、関係機関と連携し、地域での発達支援を推進する。	障がい福祉課

(3) 人権尊重のまちづくりの展開

①地域における交流機会の促進

基本計画における今後のあり方			
ア	イベント等の主催者が、障がい者団体などの参加・参画を促し、障がい者と地域住民が交流する機会を積極的に作ります。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	人権ふれあい交流事業	【再掲 0(1)②ア】 「市民参画」「体験」「創造」「交流」をテーマに、より多くの市民が人権に主体的・積極的に関わることができる機会をつくっていく。また、若者や子ども、障がい者等の参加を促進するため、機会をとらえてバリアフリー映画会を開催する。 目標値：年1回以上開催、参加者180人	人権推進課 (三同教)
□	ふれあいスポーツデーの開催	5月3日(日)に誰でも参加できるふれあいスポーツデーを開催する。 内容 ・ニュースポーツ体験会 ・宝探しハイキング	文化・スポーツ課

基本計画における今後のあり方			
イ◎	障がい者の芸術面での交流の場所や機会の創出を図ります。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	障がい者の芸術活動への支援	【再掲 5(2)②エ】	障がい福祉課

基本計画における今後のあり方			
ウ	地域行事で積極的に障がい者との交流を持つとともに、障がいの有無にかかわらず共に活動できるよう合理的配慮の提供を促進します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	三木市ふれあいサロン活動促進事業	【再掲 3(3)③ア】 地域で広く開かれ、見守りや共に支え合う集いの場を作り、高齢者、障がいのある方や児童及びその保護者並びに家に閉じこもりがちな方が地域でいきいきとした生活を送るためのサロン活動を支援する。あわせて、ふれあいサロン活動が幅広く地域で実施できるよう支援の充実を図る。	福祉課
□	三木市障がい者ふれあいスポーツ大会事業	三木市障がい者ふれあいスポーツ大会を通じて、市民や地域ボランティア等との社会交流や理解の促進を行う。	障がい福祉課

②地域生活支援拠点等の整備

基本計画における今後のあり方			
ア	本市の現状から鑑みると、地域生活支援拠点に求められる機能すべてを満たすことは困難ですが、基幹相談支援センターを中心に、市内の障害福祉サービス事業者や関係機関と連携することで体制の構築に努めます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	基幹相談支援事業	【再掲 5(2)②オ】	障がい福祉課

③地域における人材育成・支援

基本計画における今後のあり方			
ア●	地域で新たな生活を始める障がい者も含めて、誰もが安心して自分らしく暮らせるよう、地域で活動する人材の育成を支援します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	三木市ふれあいサロン活動促進事業	【再掲 5(3)①ウ】	福祉課

④障がい者団体等の育成・支援

基本計画における今後のあり方			
ア	まちづくりや人権などに関する市民グループや団体等に対して、運営を支援するとともに、情報を提供します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	市民活動支援事業	【再掲 5(2)②エ】	市民協働課

⑤社会福祉専門職等の連携と支援

基本計画における今後のあり方			
ア	各団体が主催する研修会に参加し、専門職としての知識を向上させるとともに、専門職等が連携して社会活動を行えるよう支援します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	専門機関との連携	【再掲 5(2)②オ】	教育・保育課

6 外国人の人権

(1) 人権教育・啓発の推進

①学校等

基本計画における今後のあり方			
ア	アイデンティティの確立や進路実現など、外国にルーツをもつ子どもの自己実現に向けた指導・支援を実施します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	子ども多文化共生に向けた教育・保育啓発の推進	各園所においては、異文化理解や交流の視点を取り入れた、ひとりひとりを大切にした教育・保育に努める。 市内全園所のうち希望する園所に対し、多文化共生担当教諭(幼稚園に1名配置)による巡回訪問を実施し、外国にルーツを持つ子どもや保護者に対する支援をサポートする。	教育・保育課
■	外国人児童生徒の受け入れ体制及び日本語指導の推進	日本語指導を必要とする外国人児童生徒に対して、多文化共生サポーターや日本語指導支援員と連携しながら児童生徒の心の安定を図り、児童生徒の自己実現を図ることができるよう支援を行う。	学校教育課

基本計画における今後のあり方			
イ ○	国籍や民族等の「違い」を認め合い、多様な文化的背景をもつ人々との共生を進める多文化共生教育を充実します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	子ども多文化共生に向けた教育・啓発の推進	【再掲3(1)①才】 異なる文化・民族、宗教、生活習慣、価値観に対する理解を深め、共に生きようとする意欲や態度を育成する多文化共生教育を推進する。	学校教育課
■	子ども多文化共生に向けた教育・保育啓発の推進	【再掲 6(1)①7】	教育・保育課
■	外国人児童生徒の受け入れ体制及び日本語指導の推進	【再掲 6(1)①7】	学校教育課

②職場

基本計画における今後のあり方			
ア ● ◎	市内事業所に向けて、外国人住民の人権や多文化共生への理解促進を進めます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	地域への多文化共生意識啓発	地域や企業に対して、多文化共生理解講座や生活情報の提供など、共生促進の働きかけを実施する。(生活オリエンテーション、地域の出前講座) 外国人住民が地域で孤立することがないように、三木市国際交流協会、地域(自治会やまちづくり協議会等)と連携し、外国人住民の地域活動への参加を呼びかける。 目標値：企業との連携強化を図るため、商工会議所等の会報誌に事業案内等のチラシを封入 広報みきでオリエンテーションの案内 各1回	市民協働課

③地域

基本計画における今後のあり方			
ア ● ◎	外国人住民に対する偏見や差別的言動の解消のため、住民学習会等において、多文化共生の意義について教育・啓発を実施します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	住民学習の充実	【再掲 0(1)③ア】 互いの人権を尊重し、助け合い、支え合い、共に生きるまちづくりをめざし、各自治会で内容を検討し住民学習を実施する。開催時期及び方法について、さまざまな手法を取り入れ工夫した実施を働きかける。また自治会以外にも、若年層が所属する団体やサークル等にも人権学習のサポートができることを広報する。 目標値：参加者満足度84%以上 20歳から39歳の市民における、人口に対する住民学習への参加率 1.5%以上	人権推進課
■	地域への多文化共生意識啓発	【再掲 6(1)②ア】	市民協働課

基本計画における今後のあり方			
イ ◎	日本人住民と外国人住民が互いの違いを認め合い、ともに理解し、尊重し合う気持ちがもてるよう多文化共生の意識の高揚を図ります。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	地域への多文化共生意識啓発	【再掲 6(1)②ア】	市民協働課

基本計画における今後のあり方			
ウ ◎	外国人住民においても障がい者や性的マイノリティが存在することを念頭に置き、外国人住民が差別されることがないように、啓発を推進します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	性の多様性に関する教育・啓発、情報発信	【再掲 2(2)①ウ】 多様な性について教育・啓発、情報発信を行うなど、学校において、全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境づくりを推進する。	学校教育課

(2) 人権行政・施策の推進

①学校等

基本計画における今後のあり方			
ア ● ◎	すべての外国にルーツをもつ子どもが就学の機会を逸することのないよう、就学状況の管理・把握に努め、就学に向けた取組を推進します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	全領域における人権教育	【再掲 0(1)①ア】 各学校園で把握した児童生徒の実態に即して人権教育推進計画を改訂し、同計画のもとで、全領域における人権教育を計画的に推進する。	学校教育課
■	全領域における人権教育	【再掲 0(1)①ア】 全ての園所で「人権教育推進計画」を作成し、教育・保育を通して乳幼児期の子どもの発達に応じた人権感覚の芽生えを培う。	教育・保育課

基本計画における今後のあり方			
イ	外国人住民にもわかりやすい就学前教育・保育制度の情報提供の充実に努めます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	住民票異動申請窓口での生活ガイドブックの配布及び外国人を対象としたイベント情報等の提供	生活ガイドブック「まえむきに」、防災のパンフレット、外国人住民相談窓口案内チラシなどを配布し、多言語による情報提供を行う。 「やさしい日本語」での窓口対応を推進する。	市民課
■	外国人のための生活相談	「国際交流プラザ」、「外国人住民相談窓口」の周知を図り、外国人住民の相談ニーズに応えるため、各種行政手続、日常生活や在留資格などに関する一元的相談窓口の充実に図る。 国際交流協会と役割分担や連携強化を図る上で、個人の問題を解決する場所だけではなく、地域社会の問題を解決する場所という認識を共有する。外国人住民と地域社会・制度を繋ぐ仕組みづくりを考える。	市民協働課

基本計画における今後のあり方			
ウ	日本語での授業が難しい児童生徒等に対し、日本語指導や教科学習における支援などケースに応じて、関係各所と連携し、学びの充実に図ります。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	子ども多文化共生に向けた教育・保育啓発の推進	【再掲 6(1)①ア】	教育・保育課
■	外国人児童生徒の受け入れ体制及び日本語指導の推進	【再掲 6(1)①ア】	学校教育課
□	外国人児童の居場所づくり	三木市国際交流協会が、年間30回程度（こども日本語教室みきっず）外国人児童生徒の学習支援を行う。 また、夏休みを利用したボランティアによる宿題支援を行う	市民協働課

基本計画における今後のあり方			
エ ◎	外国にルーツをもつ子どもが、日本語を学んだり、相談したりできる日本語教室の開催や運営を支援します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	子ども多文化共生に向けた教育・保育啓発の推進	【再掲 6(1)①㍿】	教育・保育課
■	外国人児童生徒の受け入れ体制及び日本語指導の推進	【再掲 6(1)①㍿】	学校教育課

②職場

基本計画における今後のあり方			
ア ●	労働関係法の遵守はもとより、外国人労働者の人権を尊重し、外国人労働者とその家族が安心して生活ができるよう労働環境の改善を働きかけるとともに、企業が抱える問題や課題に対する支援に努めます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	地域への多文化共生意識啓発	【再掲 6(1)②㍿】	市民協働課
□	外国人の適正雇用を企業に啓発	外国人の適正雇用に関する資料を市内企業に配布し、啓発を行う。	商工振興課

基本計画における今後のあり方			
イ	企業等において「やさしい日本語」や多言語対応など、外国人住民が相談しやすい環境づくりと連携ネットワークの形成を支援します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	地域への多文化共生意識啓発	【再掲 6(1)②㍿】	市民協働課

基本計画における今後のあり方			
ウ ◎	外国人住民の就業機会を確保するため、卒業後に国内で就職、起業する留学生や外国人住民が地域で活躍できるよう、教育機関や企業と連携し、地域における就業促進や企業を支援します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	外国人市民の社会参加による地域活性化	外国人住民は「日本語教室」を活用し、生活等に必要日本語学習の他、文化・習慣等を学ぶ機会の充実を図るとともに、学んだ日本語で多文化共生の出前講座など、ゲストスピーカーとして活躍の場を広げる。 地域イベントや地域社会（自治会、市民参加の会議）などへの積極的な参加を呼びかけ、地域での交流を図る。 三木市国際交流協会が行う市民間の様々な交流事業への支援を行う。	市民協働課

基本計画における今後のあり方			
エ ◎	企業等における外国人従業員等に対する日本語学習支援や、日本の生活習慣・文化の理解促進の取組への協力及び支援を行います。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	日本語教室の開催	外国人住民が地域社会の一員として生活し、労働や地域活動を通じて社会参画していくために、市内在住在勤外国人を対象にした日本語教室を開催し、学習支援を行う。 4か所の日本語教室（教育センターと自由が丘公民館、国際交流プラザ、吉川町公民館）及び、日本語教師等によるクラス授業を実施する。（クラス授業の回数を15回から20回に定員5人から10人へと拡充する） 「日本語教室」の運営は三木市国際交流協会に委託。企業への日本語学習支援は、三木市国際交流協会を通じ日本語教師の派遣なども紹介する。 地域調整会議を開催し、日本語学習に加え、特別授業（生活習慣や日本文化など）が学習者のニーズに合致しているかなど「日本語教室」の検証を行う。	市民協働課

③地域

基本計画における今後のあり方			
ア	日本人住民と外国人住民が相互に交流し、市民の異文化理解や国際感覚の育成を図るとともに、外国人住民の地域活動への参画を促進します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	姉妹都市交流事業	令和8年度にバイセリア市と姉妹都市提携60周年を迎えるため、11月に訪問団を受け入れ記念事業を行う。 フェデレーション市へは、8月4日から13日の期間に訪問団を派遣。令和9年に姉妹都市提携30周年を迎えるに当たり記念事業を調整する。	市民協働課
■	三木市ユネスコ協会	今年度も引き続き、平和について考える機会を確保していく。	生涯学習課
■	外国人市民の社会参加による地域活性化	【再掲 6(2)②ウ】	市民協働課

基本計画における今後のあり方			
イ	日本語の理解が不十分な外国人住民が孤立することのないように地域の実状に応じた日本語教室の開催や運営等の支援を行います。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	日本語教室の開催	【再掲 6(2)②エ】	市民協働課

基本計画における今後のあり方			
ウ	外国人住民が自治会や委員会等の会議に参加し、行政や地域の施策に対して意見を反映できる仕組みづくりを推進します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	外国人市民の社会参加による地域活性化	【再掲 6(2)②ウ】	市民協働課

④外国人住民が安全に安心して暮らせる環境づくり

基本計画における今後のあり方			
ア	外国人住民が安心して暮らすために必要な行政・生活情報が入手しやすい環境を構築するため、さまざまなツールや媒体を活用するとともに「やさしい日本語」を含む多言語化による情報提供の充実を図ります。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	外国人市民施策推進に関する実施計画	外国人住民が生活する上で必要な行政サービス情報（保健・医療・福祉）や生活習慣等（ゴミ出しルール他）のオリエンテーションを実施するなど、各担当課と外国人住民に関わる施策や課題などの情報共有を行い、外国人住民を取り巻く「言葉の壁」や「制度の壁」「文化・習慣の壁」の解消に努める。	市民協働課
■	多文化共生啓発に向けた職員研修	【再掲 0(2)⑦ア】 多文化共生社会推進の理解を深めるため、新採用職員研修で三木市の多文化共生への取組を説明する。職員研修として「多文化共生理解講座」の研修を実施し、職員の意識啓発を行う。 また、「やさしい日本語」研修は、実践に則した研修を行い、行政情報や生活関連情報の周知など、外国人住民にも理解しやすい窓口対応や文章の書き方等の必要性和理解の普及を図る。 目標値：新採用職員研修 年1回 多文化理解研修 年1回 やさしい日本語 年2回 各30人程度	市民協働課
■	外国人応急手当講習会の開催	国際交流協会が行う外国人のための日本語教室と連携して、応急手当講習会を実施する。 AEDを使用した基本的な心肺蘇生法と、119番通報訓練装置を使用した通報訓練の実施、また、多言語三者間同時通訳システムも紹介する。 目標値：年2回以上実施する。	消防本部
□	○救急多国籍言語マニュアル本、救急ボイストラ（多言語音声翻訳アプリ）の活用	救急車に配備のタブレットにインストールしている多言語音声翻訳アプリ（救急ボイストラ）を活用する。	消防本部
■	生活情報の多言語発信・多文化デザイン	生活情報誌やホームページ等を活用した多言語（「やさしい日本語」含む）での情報発信を推進する。 担当課と連携を図りながら、公文書や案内等をやさしい日本語や多言語で情報提供を行い、行政サービスを円滑に提供できる環境整備を行う。	市民協働課
■	総合案内の外国人対応	総合案内では、やさしい日本語を使用したり、ひらがなでの筆談等で対応する。それでも対応が難しい場合には、市民協働課多文化共生係と連携し対応する。	財政課

(6 外国人の人権)

※区分：◎新規 ○拡充・変更 □継続 ■継続(重点)

●第4次基本計画重点取組項目

□	多文化共生事業充実のための専門職員の活用	職員研修の「やさしい日本語」研修を2回開催予定で、1回は自治体国際化協会（クレア会）の「地域国際化推進アドバイザー」を依頼し専門職員を活用する。 総務省の「多文化共生アドバイザー」をはじめ、専門職員の活用も検討する。	市民協働課
□	やさしい日本語表記版「利用案内」の作成と活用	ルビ付き「やさしい日本語」表記の図書館利用案内を作成し、外国人にも分かりやすく図書館の使い方を知らせる。	図書館
■	外国語版母子健康手帳（10ヶ国）	現在10か国語の母子健康手帳を窓口に用意している。外国人妊婦の言語に応じ、対応する手帳を交付する。 令和3年度より導入の母子健康手帳アプリの対応言語は12言語あるため、外国籍妊婦に対しより多くの情報提供ができるよう妊娠届出を機会に周知を図る。 また、翻訳機の利用や、やさしい日本語を使い、対応していない言語の方にもわかりやすいように丁寧に説明していく。	こども福祉課
□	三者間同時通訳の活用	多言語通訳サービスの円滑な運用とシステムの保守管理に努める。 緊急通報にスムーズに対応するため、指令係員への教養、訓練を行う。 令和7年度の実績は0件	消防本部
□	タブレット端末の翻訳機能の活用	タブレット端末（iPad）の翻訳機能の活用	教育センター
□	外国人住民の生活支援体制整備の強化	北播磨地域では、公共交通機関の利便性が低く外国人住民の移動が困難な状況下、テレビ会議システム等を利用した県民相談など、利便性の向上を図ることを継続して要望する。	市民協働課
◎	だれもが利用しやすい公共交通の確立	バス及びデマンド型交通の利用方法や交通系ICカードの使い方を知っていただくために、公共交通に関する出前講座を開催する。 目標値：1件 毎年発行している三木市公共交通総合時刻表「おでかけガイド」をだれも見やすくなるよう表現方法等内容を工夫できないか検討する。	交通政策課

基本計画における今後のあり方

イ	外国人住民が日常生活の困りごとを相談できるよう、関係機関と協力しながら支援します。また、三木市国際交流協議会と連携し、外国人住民が地域で孤立しないよう支援します。		
■	地域への多文化共生意識啓発	【再掲 6(1)②ア】	市民協働課
□	三者間同時通訳の活用	【再掲 6(2)④ア】	消防本部
□	外国人住民の生活支援体制整備の強化	【再掲 6(2)④ア】	市民協働課

基本計画における今後のあり方

ウ ◎	「日本語教育の推進に関する法律」に基づき、より多くの外国人住民が、本市で充実した生活を送りながら地域活動にも貢献することができるよう、日本語学習の機会と文化・習慣等を学ぶ機会の充実を図ります。		
■	日本語教室の開催	【再掲 6(2)②エ】	市民協働課

基本計画における今後のあり方			
エ ◎	外国にルーツをもつ子どもが、市立の小・中・特別支援学校において日本人の児童生徒と同様に教育を受ける機会を保障しています。子どもや保護者の就学意識を高め、教育の重要性や日本の教育制度などの理解を深めることができるよう取組を進めます。加えて、日本語の習得が十分でない外国人児童生徒の日本語習得のサポートや日本語学習機会の充実を図ります。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	子ども多文化共生に向けた教育・保育啓発の推進	【再掲 6(1)①7】	教育・保育課
■	外国人児童生徒の受け入れ体制及び日本語指導の推進	【再掲 6(1)①7】	学校教育課
□	「三木市外国人児童生徒等にかかわる教育指針」の策定	「多文化共生推進プラン」との整合を図り、三木市外国人児童生徒等にかかわる教育指針の作成に向けて、義務教育の入口（就学前）と出口（高校）における連携体制の構築を図る。	学校教育課 生涯学習課
□	外国人児童の居場所づくり	【再掲 6(2)①7】	市民協働課

基本計画における今後のあり方			
オ	災害時発生時に外国人住民が適切に避難できるよう、地域防災計画に外国人住民への対応の位置づけを検討し、関係機関と連携して避難場所や避難方法等に関する情報の多言語化を進めるとともに、外国人住民の防災意識を高めるため、防災講座や各種訓練への参加を促進し、防災・災害対応に関する知識を学ぶ機会の充実を図ります。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
◎	防災・災害対策に関する外国人住民への情報発信・啓発	転入時に10か国語に対応した防災啓発パンフレットを配布する。 ひょうご防災ネット【ひょうごEネット】（12か国語対応）を通じて災害情報を発信する。 目標値：ひょうご防災ネット【ひょうごEネット】のアプリ登録者数を160人に増やす。（R8.4月末時点で143人）	危機管理課
◎	外国人住民の防災訓練・講座への参加促進	三木市国際交流協会や企業、自治会等と連携し、防災訓練や防災出前講座への外国人住民の参加を促進する。 目標値：日本語教室・事業所等で出前講座を5箇所で開催する。	危機管理課
◎	外国人住民等に配慮した避難所運営	6か国語に対応した「コミュニケーション支援ボード」を各指定避難所に準備し、意思疎通を図れるように準備しておく。	危機管理課

基本計画における今後のあり方			
カ	外国人住民が安心して医療や保健サービスを利用できる環境整備を進めます。医療通訳にかかる人材の発掘や医療通訳体制の確保に努めます。また多言語対応が可能な医療機関についての情報提供や多言語化した問診票等の周知を図ります。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	外国人住民の生活支援体制整備の強化	【再掲 6(2)④7】	市民協働課

基本計画における今後のあり方			
キ◎	外国人住民が必要とする子ども・子育てや福祉サービスを適切に利用できるよう多言語による情報提供を行います。また妊婦や高齢者、障がい者等が求める生活上必要な福祉サービスを適切に受け取ることができるよう、外国人住民のライフサイクルごとに生じるさまざまな困難に対応できるよう、相談体制の充実を図ります。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	外国人住民の生活支援体制整備の強化	【再掲 6(2)④7】	市民協働課

基本計画における今後のあり方			
ク◎	住宅については、仲介業者や居住習慣・システム等に関する情報を提供するとともに、多言語化を進めることにより、外国人住民への居住支援を行います。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	外国人住民の生活支援体制整備の強化	【再掲 6(2)④7】	市民協働課

⑤相談体制の整備

基本計画における今後のあり方			
ア	外国人住民が地域生活で生じるさまざまな困りごとや外国人住民に対する差別や人権侵害に関して相談できるよう、三木市国際交流協会や関係機関と連携し、相談窓口の充実に努めます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	住民票異動申請窓口での生活ガイドブックの配布及び外国人を対象としたイベント情報等の提供	【再掲 6(2)①4】	市民課
■	外国人のための生活相談	【再掲 6(2)①4】	市民協働課
◎	外国人差別や人権侵害に対する相談窓口としての隣保館機能	外国籍の方も遠慮なく相談していただけるよう国際交流協会等と連携するなど、相談しやすい体制、環境を整える。	人権推進課

基本計画における今後のあり方			
イ	外国人住民が行政・生活情報を入手し、日常生活で生じるさまざまな問題について相談できるよう、一元的相談窓口「外国人住民相談窓口」を周知し、充実を図ります。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	住民票異動申請窓口での生活ガイドブックの配布及び外国人を対象としたイベント情報等の提供	【再掲 6(2)①イ】	市民課
■	外国人のための生活相談	【再掲 6(2)①イ】	市民協働課

基本計画における今後のあり方			
ウ◎	行政各所による相談窓口での「やさしい日本語」での対応をはじめ、ICT（情報通信技術）やAI（人工知能）による通訳サービス等を活用するなど、多言語での対応を推進します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	住民票異動申請窓口での生活ガイドブックの配布及び外国人を対象としたイベント情報等の提供	【再掲 6(2)①イ】	市民課
■	生活情報の多言語発信・多文化デザイン	【再掲 6(2)④ア】	市民協働課
■	庁内案内表示の外国人対応（ルビ）	組織改正に応じ、庁内案内表示を更新する。 また、庁内フロア案内図にQRコードを併記し、ホームページに掲載した多言語対応の案内パンフレットとリンクさせて情報提供を行う。	財政課

⑥三木市国際交流協会機能の充実と連携

基本計画における今後のあり方			
ア	三木市国際交流協会と協力・連携し、「日本語教室」などの多文化共生事業の一層の促進に取り組むとともに、外国人住民相互や日本人住民との交流を支援します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	日本語教室の開催	【再掲 6(2)②エ】	市民協働課
■	多文化共生推進イベントの実施	「多文化交流サロン」等、外国人と日本人との交流の場、新しい仲間づくりの場を目的とした居場所としての「国際交流プラザ」を周知し「多文化交流サロン」の充実を図る。 国際交流協会が「ぐるっとワールド in Miki」をメッセみきで開催し、交流イベントの充実を図る。	市民協働課

(3) 人権尊重のまちづくりの展開

① 多文化共生のまちづくり

基本計画における今後のあり方			
ア◎	外国人住民は、日本人住民と対等な地域社会の構成員であるという意識をすべての市民や企業が共有し、国籍を問わず市民一人一人が多文化共生への理解を深めながら、地域社会に参画できる仕組みづくりを促進します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	「三木市多文化共生推進プラン」の周知と進捗管理	「三木市多文化共生推進プラン」に基づきプラン実施計画を推進する。今年度も引き続き、各種団体等への計画策定の協力依頼を行う。また、プラン実施計画は「プラン策定検証委員会」と情報共有し、進捗管理を行う。	市民協働課
■	外国人市民の社会参加による地域活性化	【再掲 6(2)②㍿】	市民協働課
□	外国人市民代表者会議等の設置	多文化共生のまちづくりに、外国人住民の声を反映させるため、「多文化共生推進プラン」の市民公募委員として外国人住民の参加を促進する。 また、多文化共生に関する出前講座など、外国人住民が参画できる場を提供する。	市民協働課

基本計画における今後のあり方			
イ◎	日本人住民は、外国の文化や生活習慣等の理解に努め、外国人住民を地域社会の担い手として対等な仲間・パートナーとして受け入れるとともに交流を深めます。また外国人住民は、必要な日本語習得、日本の文化、生活習慣や地域社会のルールについて学習するとともに、地域住民の一員として、日本人住民とともにさまざまな活動に参画し地域社会に貢献できるよう努めます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	「三木市多文化共生推進プラン」の周知と進捗管理	【再掲 6(3)①㍿】	市民協働課
■	外国人市民の社会参加による地域活性化	【再掲 6(2)②㍿】	市民協働課
□	外国人市民代表者会議等の設置	【再掲 6(3)①㍿】	市民協働課
■	外国人住民のサポートボランティアの育成と活用	「多文化共生社会の基盤づくり事業」の中で、地域の日本語学習の担い手となる日本語ボランティアを育成する。 外国人住民の日本語学習支援に関する知識を得て、多文化共生社会の担い手として活躍できるよう調整する。 目標値：ブラッシュアップ研修 年2回	市民協働課

② 外国人住民の地域づくりへの参画

基本計画における今後のあり方			
ア	多文化共生の意識と国際理解を深めるため、日本人住民と外国人住民が交流するイベント等を通じて、お互いの文化や習慣などを理解し、尊重し合える環境づくりを促進します。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	姉妹都市交流事業	【再掲 6(2)③㍿】	市民協働課

基本計画における今後のあり方			
イ	地域社会の一員でもある外国人住民を、まちづくりの担い手として多様な場面で社会参画が果たせるような仕組みづくりを、地域や団体と連携しながら進めます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	外国人市民の社会参加による地域活性化	【再掲 6(2)②ウ】	市民協働課

③多文化共生に取り組む人材の育成

基本計画における今後のあり方			
ア	外国人コミュニティのキーパーソンを発掘し、外国人住民のネットワークや自助組織の支援に取り組む人材の育成を進めます。また外国人住民と日本人住民及び地域との連携を促す多文化共生に関するボランティアなど多文化共生の担い手となる人材の育成とその機会を広げます。		
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
■	多文化共生推進イベントの実施	【再掲 6(2)⑥ア】	市民協働課

7 その他の人権課題

①HIV感染者、ハンセン病回復者、特定疾患の人の人権

基本計画における今後のあり方			
HIV感染者、ハンセン病回復者や特定疾患の人が、周囲の人々の誤った知識や偏見等により、学校や職場、医療現場などで差別やプライバシー侵害などを受ける問題が起きています。これらの人々の人権を守るために、病気に対する正しい知識と理解が得られるよう教育・啓発を進めます。			
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	各種人権研修の開催	【再掲 0(2)⑦ア】 人権フォーラムなど各種人権研修を開催するに当たって、さまざまな人権課題をテーマに取り上げることにより、現在存在している多くの人権課題について広く周知を図る。また、動画配信等により仕事等で人権研修に参加するのがむずかしい方にも啓発の機会を創出する。	人権推進課

②生活困難者の人権

基本計画における今後のあり方			
産業構造の変化や日本型雇用慣行の転換、昨今の雇用環境の変化の中で、セーフティネットでは救われず、失業で収入を得られない、住宅を失う、働いても最低限度の生活を営む所得（生活保護水準）が得られないといった、生活困難に直面する人が増えています。また最近の資材や燃料の高騰、物価高は、生活を圧迫しています。このような生活困難者への偏見をなくすとともに、雇用施策と福祉施策を連携させながら生活困難者の自立に向けた支援を行います。			
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	各種人権研修の開催	【再掲 7①】	人権推進課

③犯罪被害者等の人権

基本計画における今後のあり方			
事件による直接被害に加え、捜査・公判での精神的不安や過剰報道、インターネット上の書き込み等によるプライバシーの侵害などの二次的被害が生じていることから、被害者等の人権に配慮することの重要性を啓発するとともに被害者等の相談等支援を行います。			
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	各種人権研修の開催	【再掲 7①】	人権推進課

④被災された人たちの人権

基本計画における今後のあり方			
震災や風水害等で被災された人たちが風評によるいじめや差別を受けることのないよう、相談等による支援を行うとともに誰もが共に暮らせるやさしいまちづくりに向けた取組を推進します。			
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
□	各種人権研修の開催	【再掲 7①】	人権推進課

⑤その他の人権課題

基本計画における今後のあり方			
このほか、アイヌの人々への偏見や差別をはじめ、刑を終えて出所した人たち、ハラスメント、若年性認知症、ホームレスなどさまざまな人権にかかる課題が多くあります。 これらの課題解決に向けて、教育・啓発に努めます。			
区分	事業名	令和8年度実施計画	施策担当課
☐	各種人権研修の開催	【再掲 7①】	人権推進課